

令和3年度

神奈川の社会教育委員活動  
(県社教連会誌)

神奈川県社会教育委員連絡協議会

## ご挨拶

神奈川県社会教育委員連絡協議会会長 小池茂子

新型コロナウイルス感染拡大によって長く暗いトンネルに入ったまま出口の光を未だ見いだせないような日常が続く中、神奈川県内の社会教育委員並びにご関係の皆さまには生涯学習支援及び社会教育の振興にご尽力を賜り、また県社会教育委員連絡協議会の活動にご協力・ご支援をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、経済、教育、医療・福祉の根幹を揺るがし、同時にこの出来事は新たなコミュニケーション技術の開発と普及をもたらし、私たちの住む世界と人々の暮らし、仕事、人間と人間の在りようを大きく変えました。

コロナ禍によって人と人とが集い、交流することができなくなった状況の中、社会教育が被った影響は皆さまご承知の通りです。学びの場集った者同士が、積極的に相互作用を行い、学習者の人間関係を重視しながら個人の欲求を充足し、同時に共通の意識を育て、集団の課題も解決し、集団としての教育目的を実現することを基盤に営まれてきた社会教育にとって、コロナ禍によって社会教育施設の一定期間閉館や利用の制限や事業が中止・延期されたり、変則的な開催を余儀なくされたりしたことは大きな打撃でした。一方で、コロナ禍によってソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS）が、世の多くの人たちの新たなコミュニケーションツールとして普及し、生涯学習においても新たな技術を用いた学習の機会が形づくられ、それを通じて人が出会い交わりウェブ上に新たな学びのコミュニティが作られる等というプラスの変化もありました。

令和3年度は、神奈川県社会教育委員連絡協議会の総会や理事会もオンラインによる開催となり、県内の社会教育委員が一堂に会する機会は持てませんでした。また、地区研究会等も、書面による開催という苦渋の選択を余儀なくされましたが、ご関係の皆さまが日頃の活動や研究成果を冊子にまとめてくださいました。このようにコロナ禍の中であって、さまざまな制約を受けつつも社会教育委員の皆さまの姿からは社会教育の活動を絶やすことなくつなぎ続けるのだという思いが伝わってまいりました。前会長の鈴木真理氏は「社会教育は継続によって成り立っているともいえます。先人・先輩の思いや活動を是非つないでいければいい、いえ、つないでいかなければと思います。社会教育委員一人一人が、その自覚を持つことが必要なのでしょう。」と述べられておられますが私もその通りであると思います。新型コロナウイルス感染拡大を理由にして、私どもの社会教育委員の活動をとめてはならないと思うのです。さまざまな制約の中で、またそうであればこそ社会教育と社会教育委員が担うべき役割があるはずです。

今年度も状況を見きわめながら、社会教育委員として何ができるかまた何をなすべきなのかを改めて考え、皆さまと意見を交換し、ともに研鑽を続けながら今年度の神奈川県社会教育委員連絡協議会の活動を進めて参りたいと思いますのでご協力とお力添えを賜れますようお願い申し上げます。

# 目 次

ご挨拶	神奈川県社会教育委員連絡協議会会長 小池 茂子	
I	令和3年度神奈川県社会教育委員連絡協議会活動報告	1
II	総会・研修会の記録	
	1 総会（書面開催）概要	6
	2 研修会（動画配信によるWeb開催）概要	
	3 令和3年度神奈川県社会教育委員連絡協議会研修会	7
	講演	
	演題 「社会教育委員の新たな役割～社会の大きな変化の中で～」	
	講師 明治学院大学社会学部社会学科教授 坂口 緑 氏	
III	地区研究会報告	
	横須賀市	19
	秦野市	23
IV	市町村から	26
	「茅ヶ崎市社会教育委員の会議」 茅ヶ崎市社会教育委員の会議議長 吉原 弘子	
	「寒川町の社会教育委員活動について」 寒川町社会教育委員会議長 山口 明伸	
	「子どもたちの未来のために大人ができること」	
	海老名市社会教育委員副議長 橋本絵美里	
	「子どもの居場所の調査研究について―座間市社会教育委員会議からの報告―」	
	座間市社会教育委員会議長 大串 隆吉	
	「愛川町社会教育委員の活動について」 愛川町社会教育委員会議長 萩原 庸元	
	「松田町社会教育委員会議の活動状況について」	
	松田町社会教育委員会議長 鍵和田貴司	
	「町の現状をよく知る社会教育委員として」 真鶴町社会教育委員会議長 奥津 秀隆	
V	第63回全国社会教育研究大会石川大会に参加して	34
VI	統計に見る神奈川の社会教育	
	1 社会教育委員の構成について	35
	2 社会教育委員の活動について	43
	3 社会教育委員の研修について	49
	4 社会教育委員の報酬・旅費及び活動費について	53
	5 コロナ禍における社会教育委員会議の開催状況について	55
VII	令和3年度神奈川県社会教育委員連絡協議会役員・顧問・理事・幹事・監事名簿	56
VIII	神奈川県社会教育委員連絡協議会会則・組織図・会誌編集委員	59

# I 令和3年度神奈川県社会教育委員連絡協議会活動報告

## 【県社教連関係】

### 1 幹事会

氏名	所属等
河田 貴子	神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課・課長
田附 裕治	神奈川県教育委員会教育局県央教育事務所・所長
宮田 純一	横浜市教育委員会事務局総務部生涯学習文化財課・課長
箱島 弘一	川崎市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課・課長
太田 修二	相模原市教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課・参事兼課長
高橋 直人	横須賀市教育委員会事務局教育総務部生涯学習課・課長
板垣 朋彦	藤沢市生涯学習部参事兼生涯学習総務課・課長
瀬谷 公重	鎌倉市教育委員会教育文化財部生涯学習課・教育文化財部次長兼課長
大紺 和由	大和市文化スポーツ部図書・学び交流課・課長
水島 一葉	秦野市文化スポーツ部生涯学習課・課長
内田 憲治	大井町教育委員会生涯学習課・課長

#### <第1回>

日時 令和3年4月16日（金）10:30～11:30  
 会場 かながわ県民センター ホール  
 出席者 幹事10名（代理出席2名含む）/11名中  
 内容 議題 (1) 令和2年度実施事業について（事業実施報告・収支決算書報告）  
 (2) 令和3年度事業計画(案)について（事業実施計画（案）・収支予算書(案)）  
 (3) 令和3年度全国社会教育委員連合表彰候補者の選考について  
 (4) 地区研究会の開催について  
 (5) その他

#### <第2回> オンライン（Zoom形式）開催

日時 令和3年10月25日（月） 10:30～11:30  
 出席者 幹事9名/11名中、役員4名  
 内容 議題 (1) 令和3年度実施事業について（事業実施報告・実施予定事業）  
 (2) 令和3年度地区研究会について（横須賀市会場・秦野市会場）  
 (3) 令和3年度中期決算見込について  
 (4) その他

### 2 理事会

県・横浜市・川崎市・相模原市・藤沢市…各2名、29市町村…各1名 計39名

#### <第1回>

日時 令和3年4月16日（金） 13:30～15:00  
 会場 かながわ県民センター ホール  
 出席者 36名（委任状9名を含む）/39名中（2市町改選中）  
 内容 議題 (1) 令和2年度実施事業について（事業実施報告・収支決算書報告）  
 (2) 令和3年度事業計画(案)について  
 (事業実施計画（案）・収支予算書(案)）

- (3) 令和3年度全国社会教育委員連合表彰候補者の選考について
- (4) 地区研究会の開催について
- (5) 令和3年度役員等について
  - ア 理事について
  - イ 会長、副会長について
  - ウ 会計監査監事について
- (6) その他

<第2回> **オンライン (Zoom形式) 開催**  
 日時 令和3年10月25日 (月) 13:30~15:30  
 出席者 36名 (委任状11名を含む) / 39名中 (1市改選中)  
 内容 議題 (1) 令和3年度実施事業について (事業実施報告・実施予定事業)  
 (2) 令和3年度地区研究会について (横須賀市会場・秦野市会場)  
 (3) 令和3年度中期決算見込について  
 (4) その他  
 情報交換

<第3回> **オンライン (Zoom形式) 開催**  
 日時 令和4年3月14日 (月) 13:30~15:30  
 出席者 38名 (委任状6名を含む) / 39名中  
 内容 議題 (1) 令和4年度事業計画(案)について  
 (2) 令和4年度予算(案)について  
 (3) 令和5年度以降の予算(案)について  
 (4) 令和3年度地区研究会について  
 (5) 令和3年度県・市町村社会教育委員に関する調査の集計結果について  
 (6) 社会教育委員のためのハンドブックについて  
 (7) 研修会での事例発表について  
 (8) その他

3 総会 **書面開催**  
 期間 令和3年5月27日 (木) ~ 7月30日 (金)  
 回答数 328名分 / 社会教育委員数374名  
 内容 議事 第1号議案 令和2年度実施事業について  
 (事業実施報告・収支決算書報告)  
 第2号議案 令和3年度事業計画(案)について  
 (事業実施計画(案)・収支予算書(案))  
 第3号議案 令和3年度役員等について

4 研修会 **動画配信**  
 期間 令和3年10月6日 (水) ~ 11月26日 (金)  
 視聴方法 神奈川県立総合教育センターホームページへアクセス  
 内容 <あいさつ> 会長あいさつ  
 <事例> 葉山町 (令和2年度地区研究大会担当市町) の発表  
 山北町 (令和2年度地区研究大会担当市町) の発表  
 <講演> 演題 「社会教育委員の新たな役割~社会の大きな変化の中で~」  
 講師 明治学院大学社会学部社会学科教授 坂口 緑 氏

## 5 事業検討・調査研究委員会

### <委員>

氏名	役職	所属等
小池茂子	会長	神奈川県生涯学習審議会委員
川野佐一郎	副会長	藤沢市市社会教育委員
松本敬之介	〃	横須賀市社会教育委員
蓮實茂夫	〃	二宮町社会教育委員
高橋直人	幹事	横須賀市教育委員会事務局教育総務部生涯学習課・課長
水島一葉	〃	秦野市文化スポーツ部生涯学習課・課長

### <第1回>

- 日時 令和3年11月29日(月) 10:30~12:00  
 場所 藤沢合同庁舎 5A会議室  
 出席者 6名(代理出席1名含む) / 6名中  
 内容 (1) 令和4年度事業の見直しについて  
 (2) 令和3年度繰越金の扱いについて  
 (3) 令和4年度総会について  
 (4) 令和4年度研修会について  
 (5) 令和3年度県・市町村社会教育委員に関する調査について  
 (6) 令和3年度神奈川の社会教育委員活動(県社教連会誌)の編集方針について  
 (7) その他

### <第2回> オンライン (Zoom形式) 開催

- 日時 令和4年3月7日(月) 10:00~12:00  
 出席者 5名 / 6名  
 内容 (1) 令和4年度事業計画(案)について  
 (2) 令和4年度予算(案)について  
 (3) 令和5年度以降の予算について  
 (4) 令和3年度県・市町村社会教育委員に関する調査の集計結果について  
 (5) 社会教育委員のためのハンドブックについて  
 (6) その他

## 6 地区研究会

### <横須賀市>

- 内容 (1) 人権講話  
 (2) アトラクション  
 (3) 社会教育・社会教育施設のあり方~横須賀市を例として~  
 (4) 地区研究会へ取り組んで  
 (5) 委員紹介  
 (6) 参考

<秦野市>

- 内 容 (1) 秦野市の紹介  
(2) アトラクションの紹介  
(3) 人権講話「「めざす人の姿」で育む人権感覚」  
～放課後児童クラブ「クレヨンぼけっと」の実践を通して～  
(4) 事例発表  
ア 秦野市社会教育委員会議の現状と研究テーマ設定理由  
イ 事例発表①「社会教育施設について（公的社会教育の事例）」  
ウ 事例発表②「子ども会・婦人会について（市民の社会教育の事例）」  
(5) おわりに

7 その他

- ・令和2年度神奈川の社会教育委員活動(県社教連会誌)の発行(令和3年9月9日)  
神奈川県生涯学習課ホームページに掲載(令和3年9月9日)

**【全国・関係プロ関係】**

- 1 第63回全国社会教育研究大会石川大会 オンライン（ライブ配信）開催
- 日 時 令和3年10月28日（木）  
参加者 小池会長  
内 容 分科会発表、記念講演、シンポジウム  
大会終了後、分科会発表（全10件）をオンデマンド配信
- 2 全国社会教育委員連合総会
- <第1回> 書面開催
- 期 間 令和3年7月28日（水）～8月25日（水）  
回答者 小池会長  
内 容 議案(1) 令和2（2020）年度事業報告・決算報告について  
(2) 第63回全国社会教育研究大会（石川大会）について  
(3) 次期役員（理事・監事）について  
報告(1) 第64回全国社会教育研究大会（広島大会）について  
(2) 今後の理事会・総会の予定
- <第2回> 書面開催
- 期 間 令和3年7月28日（水）～8月25日（水）  
回答者 小池会長  
内 容 議案(1) 令和3（2021）年度・令和4（2022）年度の役員構成について
- <第3回> 書面開催
- 期 間 令和3年11月26日（金）～12月15日（水）  
回答者 小池会長  
内 容 議案(1) 第64回全国社会教育研究大会（広島大会）について  
(2) 第65回全国社会教育研究大会（宮崎大会）について  
(3) 第66回全国社会教育研究大会の開催地区について  
報告(1) 第63回全国社会教育研究大会（石川大会）について  
(2) 今後の理事会・総会の予定について  
その他 会長及び常務理事の職務の執行状況について

<第4回>

書面開催

期 間 令和4年3月4日（金）～3月25日（金）

回答者 小池会長

内 容 議案(1)令和4（2022）年度事業計画（案）・収支予算（案）について  
(2)第64回全国社会教育研究大会（広島大会）について  
(3)第65回全国社会教育研究大会（宮崎大会）について  
(4)第66回全国社会教育研究大会（茨城大会）について  
(5)全国大会開催地区ローテーションについて  
(6)一般社団法人全国社会教育委員連合定款の一部変更について  
報告(1)事務局長の選任について  
(2)第63回全国社会教育研究大会（石川大会）について  
(3)当面の運営について  
(4)今後の理事会・総会の予定について

3 第52回関東甲信越静社会教育研究大会東京大会

日 時 令和3年11月11日（木）

内 容 基調講演、トークセッション

※対象者を東京都内の社会教育委員等と限定し開催し、期間限定で動画配信を実施

4 関東甲信越静社会教育委員連絡協議会理事会

<第1回>

書面開催

期 間 令和3年5月31日（月）～6月23日（水）

回答者 鈴木前会長

内 容 議題(1)第52回関東甲信越静社会教育研究大会東京大会について  
(2)第53回関東甲信越静社会教育研究大会山梨大会について  
(3)第54回関東甲信越静社会教育研究大会栃木大会について  
(4)関東甲信越静社会教育研究大会の開催都県及び発表ローテーションについて

<第2回>

書面開催

期 間 令和4年2月22日（火）～3月8日（火）

回答者 小池会長

内 容 報告(1) 第52回関東甲信越静社会教育研究大会東京大会について  
議題(1) 第53回関東甲信越静社会教育研究大会山梨大会について  
(2) 第54回関東甲信越静社会教育研究大会栃木大会について  
(3) 関東甲信越静社会教育研究大会の開催都県及び発表ローテーションについて  
(4) 令和4年度関東甲信越静社会教育委員連絡協議会正副会長について  
その他 令和4年度当初スケジュールについて



## Ⅱ 総会・研修会の記録

### 1 総会（書面開催）概要

- 期間 令和3年5月27日（木）～7月30日（金）
- 内容  
議事
  - 第1号議案 令和2年度事業実施報告並びに収支決算書報告について
  - 第2号議案 令和3年度事業計画（案）並びに収支予算書（案）について
  - 第3号議案 令和3年度役員等について

### 2 研修会（動画配信によるオンライン開催）概要

- 期間 令和3年10月6日（水）～11月26日（金）  
（神奈川県総合教育センターホームページから視聴）
- 内容
  - <あいさつ> 会長あいさつ
  - <事例> 葉山町（令和2年度地区研究大会担当町）の発表  
山北町（令和2年度地区研究大会担当町）の発表
  - <講演> 演題 「社会教育委員の新たな役割～社会の大きな変化の中で～」  
講師 明治学院大学社会学部社会学科教授 坂口 緑 氏

## 2 令和3年度神奈川県社会教育委員連絡協議会 研修会 講演

演題 「社会教育委員の新たな役割」

講師 明治学院大学社会学部社会学科教授 坂口 緑 氏

こんにちは。明治学院大学の坂口緑と申します。本日は「社会教育委員の新たな役割」という演題で、動画を通して皆様にお話しをさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、コミュニティの変容について確認した後、かながわ教育ビジョン、国の中央教育審議会答申、そして社会教育委員の役割について基本的なことを確認します。その後、生涯学習者であることとはどういうことなのか、近年社会教育の現場に大変期待されている「人づくり」「地域づくり」について、他の地域がどのような取組をしているのかを紹介します。その上で、社会教育委員の新しい役割として、私たちが今優先すべきことは何かを共有したいと思います。

### 1. 「コミュニティの変容」

では最初に「コミュニティの変容」についてです。

質問です。コロナ禍以前を思い浮かべてください。「家族や友人とどれくらいの頻度で会っていますか。」という質問です。家族とは、同居している家族以外のことです。独立したお子様とか、親族、ご自身で家族の範囲を決めてください。

①毎週 ②月に1～2回 ③年に数回 ④まったくない

世界価値観調査という、世界中の国々に数千人規模で同じ質問をしたものです。アメリカ、中国、日本、韓国の結果がなっています。中国は、80%の方が「②毎週」会っているという結果が出ています。日本の「①毎週」は48%くらいです。日本の回答で多いのは「③年に数回」です。同居していない家族と会うのは盆暮れくらいという方々が多いということがみてとれます。日本は「①毎週」会うという方は多くないです。アメリカのように大変広い国土をもつ国でも、60%の方が「①毎週」会っていると回答しています。それより少ないというのが日本の結果です。韓国は「②月1～2回」会う方が割と多いです。

次の質問です。では友人はどうでしょう。友人は必ずしもすごく遠くに住んでいる方ばかりではないので、もう少し頻度が上がってくるかもしれません。コロナ禍以前についてです。こちらはいかがでしょうか。

①毎週 ②月に1～2回 ③年に数回 ④まったくない

同じく、アメリカ、中国、日本、韓国の結果と比べます。

日本の調査結果から、「①毎週」会っているという方々は比較的少ないです。「②月に1～2回」という方が圧倒的に多いです。「③年に数回」という方もいらっしゃいます。「④まったくない」というのは、中国は多いですが、日本は中国に比べると少ないです。「わからない」という回答も多く、友人はどの範囲かと考えてしまうのかもしれない。

このような結果をみると、家族に会いたいけれど遠くに住んでいてなかなか会えない、友人と会いたいけれど仕事で忙しいからそんなに簡単に会えない、ということがあつたのではと想像がつきます。

ということで、「あなたの人生にとって、○○○は重要ですか？」という質問に変えて、家族や友人や仕事についてどういう意味を持たせているかというのを国際比較した調査を

みていきます。

Q 1 「あなたの人生にとって〇〇は重要ですか？」①家族 ②友人 ③仕事 ④余暇  
①～④それぞれについて、どれくらい重要なかチェックしてください。

非常に重要    かなり重要    あまり重要ではない    まったく重要ではない    わからない

「①家族」ですが、日本は 92.0%の方が「とても重要」と回答しています。アメリカ、中国、デンマーク、ドイツ、日本、韓国の中で、日本は断トツの1位でした。もちろん、どの国でも家族が重要だと思っている人の割合は高いのですが、日本はその中でもとても高いです。

続いて「②友人」です。日本は友人と会う頻度はどちらかという控え目でしたが、「とても重要」だと思っているという人はそれなりに多いです。42.0%でした。

では「③仕事」はいかがでしょうか。きっと仕事を非常に重要だと思っているので、家族や友人となかなか会えないのではないのでしょうか。日本は、仕事が「とても重要」と選択した方は38.3%です。ワークライフバランスの国であるデンマークに次いで低い結果となっています。「とても重要、かなり重要」という人と併せて80%くらいいますので、もちろん重要と考えていますが、アメリカ、中国、デンマーク、ドイツ、韓国と比べると、仕事を「とても重要、かなり重要」と考えている人の割合はアメリカ並みで、そんなに高くはありません。

では、「④余暇」はどうでしょうか。余暇を「とても重要」と考えている人は、日本は44.5%でかなり高いです。中国では、「あまり重要ではない」という人がちょっと目立つ結果になっていますが、日本は余暇を重要だと思っている。「とても重要、かなり重要」だと思っている人は90%です。

では、その大事に思っている余暇をどのように過ごしているかをみるために、「あなたはどのような団体に所属をしていますか」という項目を見ていきます。

Q 2 「あなたはどのような団体に所属していますか。」

こちらはどのような種類の団体に所属しているかをきいたものです。日本の社会で、どのような団体に多くの人が参加しているのかということも、ほかの国に比べると特徴がみられるのではないかと思います。

① スポーツ系    ②福祉系    ③環境系    ④教育・文化系

この4つが選択肢になっています。「①スポーツ系」です。日本は「①スポーツ系」に所属している人は5.2%です。所属していない人がとても多いです。80%以上です。ドイツは43%の人が「①スポーツ系」の団体に所属しています。これはスポーツクラブのあり方が社会によって違うからです。ドイツやデンマークの場合は、地域スポーツが大変盛んです。それに対して日本は、学校や職場のスポーツ団体に所属しているので、スポーツの団体独自に参加しているという意識が低いということが言えると思います。

では、「②福祉系」です。チャリティー、福祉系のボランティアであればもう少し高いのでしょうか。こちらの項目をみてみます。日本は、「②福祉系」の団体に所属しているのは2.1%です。デンマークは18.8%でかなり多いです。アメリカも比較的多いです。日本は「②福祉系」の団体に所属している人もそんなにいないと言えます。韓国の方が所属している人が多いです。

それでは「③環境系」はどうでしょう。街を見ると、空き缶を拾っていたりきれいに植木を整備していたりする人を見かけるので、すごく活発に見えるのですが、団体に所属しているかということを見てみると、実はすごく少数だということが分かります。

アメリカは「③環境系」の団体に所属している、所属して活動している方が 14.1%に対して、日本は1%です。

では、社会教育団体のような「④教育・文化系」のサークル活動はどうでしょう。私たちの周りにはたいへん盛んに参加している方がいますので、こちらは多いのではないかと思いましたが。しかし結果は「所属している」が極端に少ないです。所属しているけれどもあまり活動していない方がそれなりにいるようなので、極端に少ないわけではない。けれども、「所属している、幽霊会員」を合わせても韓国よりも同数かやや少ないし、ドイツより少ない、デンマークよりもやや少ない、中国よりはやや多いです。アメリカに比べると極端に少ない。ということで「④教育・文化系」の団体に所属している人もそれほど多くない、ということが世界価値観調査から分かりました。

世界価値観調査をこのようにみていると、日本の社会はどのような特徴をもっているのか、分からなくなってきました。私たちが思っているほど家族や友人と会っていないし、わたしたちが思っているほど仕事を重視しているわけではない。むしろ余暇を重視している。余暇を重視しているけれども所属している団体はどの分野もそれほど多くない。もしかしたら子どもの教育に関して、少し特徴的なものがみえてくるかもしれないということで、最後にこの質問もみたいと思います。

### Q3 「子どもの性格にとって〇〇は重要ですか？」

- ①良いマナー (マナーを身につける)
  - ②寛容と他者の尊重 (相手を許す、相手を尊重する)
  - ③利己的ではない (自分勝手な性格はよくない)
- 非常に重要    かなり重要    あまり重要ではない    まったく重要ではない    わからない

①～③についてどれくらい重要かということをしききました。

日本は「①良いマナー」が「重要(非常に重要、かなり重要)」と選択した方はとても多いです。ドイツ、中国も多いです。良いマナーというのは子どもの性格にとって重要と考えている方が多いことが分かります。

「②寛容と他者の尊重」についてです。日本で「重要」だと答えた人は、まあまあいます。そうではない人もそれなりにいます。この項目に関しては、韓国が「②寛容と他者の尊重」が重要と答えている人がとても多いです。

では「③利己的でないこと」はどうでしょうか。利己的ではない、自分勝手はよくないと答えている人が多いのは韓国です。それに比べると日本は少ないです。

ということで、日本のコミュニティ、私たちがイメージしている、すごく勤勉で家族や友人を大切にしているというイメージは、確かに日本に住む人は家族、友人を大事にしていますが、思っているほど仕事を大事にしていなくて、さらに余暇を軽視しておらず思いの他大事にしていることが分かりました。それから日本に住んでいる人々は、スポーツ系、福祉系、環境系、教育・文化系のいずれの団体にも所属している人が比較的少ないです。所属していても、あまり活動的ではない幽霊会員の人も多いです。余暇は大事にしているけれども、団体に所属していない。このあたりが何とかならないかと思えます。

同時に、日本に住む人々が子どもの性格として、良いマナーはもちろん大事にしています。寛容でも利己的でもないことも大事にしているけれども、すごく重視しているわけではありません。子どもの教育をどうしたらいいのだろう、自由に任せるとい言葉のもとに、どの価値観を重視したらよいか分からない、そういう状態におかれているの

ではないかということがみえてきました。

## 2. かながわ教育ビジョン

今までみてきたのは世論調査なので、一人ひとりがどう考えているのか、雑に束にしてパーセンテージで示したものです。それに対して社会教育委員としてこの社会の教育のあり方について考える時、一つの指針となるのが神奈川県であれば「かながわ教育ビジョン」と言われる、教育に関する総合計画になります。かながわ教育ビジョンをご覧になったことがあるでしょうか。平成19年8月に策定されて、その後2回改訂されています。最近では、令和元年10月に一部改訂されていますが、基本的な方針というのは変わっていません。かながわ教育ビジョン「心ふれあう しなやかな 人づくり」というのが一番のモットーになっていますが、ここに教育理念が記されています。基本理念は、「未来を拓く・創る・生きる 人間力あふれる かながわの人づくり」です。そしてそれぞれに、教育をめぐる現状と課題が書かれています。ここが、今、私たちが考えるべき課題なのだろうと思います。

### (1) 子どもの思いと育ちの姿

どのような子どもに育ててほしいのか、子どもの性格に何が必要なのかを考える。そのような機会が必要である。

### (2) 家庭の教育力の低下

家庭の教育力が昔ほど期待できないかもしれないという状況におかれている。

### (3) 地域の連帯感の希薄化

コミュニティが、かつて私たちが思い描いていたようには機能していないかもしれないという状況。

### (4) 様々なニーズへの対応

### (5) 生涯を通じた「学び」への対応

これらが、かながわ教育ビジョンが作られた背景にあったと書かれています。かながわ教育ビジョンは、「心ふれあう しなやかな 人づくり」という考えのもとに作られ、神奈川県の教育目標「たくましく生きる力」「思いやる力」「社会とかかわる力」の3つがはっきり示されています。いつ世界価値観評価の調査員がやって来ても、この3つが重要だという人が増えていく、そのような雰囲気を作っていくことが、社会教育の事業や社会教育の実践に関わる一人ひとりにとっても一つの目標になるようなもの、価値観だと考えられます。

## 3. 「国の中央教育審議会答申」

もう一つ、社会教育委員として社会教育事業にたずさわる時に、何に頼ればいいのか困った時に見ていただくといいのは、国の中央教育審議会が出されている答申です。社会教育、生涯学習関連の一番最近のものでは、平成30年に出された「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」というものがあります。こちらは国から出されているので、全国で共通して考えなければいけないことが示されています。そのため、神奈川県の中で社会教育委員として関わるということは、答申の内容をどんなふうにもって帰るのか、地域にとって本当に重要なことはどこかということを考えなければいけないのですが、その最初に触れておくといいのかもしれない、そのような内容になっています。

答申には、第1部、第2部があります。第1部は、「今後の地域における社会教育の在

り方」について、第2部は「今後の社会教育施設の在り方」について、こういうことが問題ですということを示しています。

この答申の第1部には、今後の地域における社会教育の在り方として、地域における社会教育を考える時の課題が示されています。さらには、国全体としての方向性、こういうのはどうでしょうというモデルが示されています。この中で、何が一番皆さんの地域にとって課題だとお考えでしょうか。

- (1) 人口減少です。首都圏は2028年、2029年くらいまでは人口が増えます。しかし、2030年頃から人口減少が始まります。人口減少というと、一部の問題であり、神奈川県の中でも「横浜市は大丈夫でしょう」とずっと言われてきました。他の市町村との差があるということが今までは話題になってきたかと思いますが、これから10年後のことを考えると、人口減少はどの地域でも共通した課題です。
- (2) 次に、高齢化です。高齢化は、高齢者が増えると思いがちですが、正確にいうと15歳から64歳の生産年齢人口、働く人たちが極端に減っていく、というのが高齢化の実態だったりします。さらに少子化も進んでいるのですけれども、それは将来の生産年齢人口が増えないということもみえている。その意味で、相対的な高齢化はぐっと進みます。
- (3) それからグローバル化です。今はコロナ禍で少し人の行き来が止まっていますが、情報、物の行き来はそれを上回る勢いで回っています。グローバル化は不可逆に進んでいきます。
- (4) 貧困。貧困というと、飢餓とか干ばつなど極端な例を考えがちですが、貧困は、本当に日々私たちの生活と隣り合うもので、総合的な貧困は社会の中の問題です。さらにそれに起因する圧倒的な分断というのは是正されるべきという方向で働くはずなのですが、その実態も、日本も経済成長が止まっているので、明らかになってきてきてしまいました。それをどうするのかというのは社会の問題です。
- (5) つながりの希薄化です。先ほど世界価値観調査でみたように、日本の社会に住む人々の思いは、家族・友人というのはとても大事だと思っているし、仕事にそんなに集中しているわけでもなければ、余暇も大事と思っている。しかし、家族に会いに行ったり、友人に会いに行ったり、なかなか行動がしにくい社会、あるいはしていない社会だというふうにみえてきましたので、つながりの希薄化、ここをやはりもう一つ何か考える必要があります。各種団体への所属というのを比べてみても、思うほど多くはないということがみえてきます。
- (6) 社会的孤立です。これも課題として言葉になると、私たちが社会教育の中で何かできないかと考えたいくなるものです。
- (7) 地方財政の悪化です。経済成長が止まっているという日本社会にとっては、とても大きい課題です。
- (8) さらにSDGsに向けた取組です。SDGsは、持続可能な開発目標で2015年に国連が定めたもので、これを達成するのが2030年とされています。17の目標、169のターゲットから構成され、世界全体で取り組みましょうというものです。特に、気候変動、海洋資源の保全というグローバルなこと、みんなが共通して守った方がよいこと等、社会の中で改善していくべきことが目標になっています。これも無視できないです。

いかがでしょうか。これらの課題に対して、社会教育の役割として今までやってきたことですが、改めてこういう方向で取り組んだらいかがでしょうか。という提案が次に書かれていることとなります。「人づくり つながりづくり 地域づくり」です。

今までは、生涯学習とか社会教育は、教育を受ける機会が極端に制限されていた人、あるいは学ぼうと思っても手立てがない人たちに対して、学習機会を提供したり教育を補償したりするというのが主な活動とされてきました。しかし、社会教育や生涯学習の面白いところは、その教育や学習の中身がとても広く、今までも、人々をつなぐ役割を實際果たしていました。さらに、それをもっと具体的につなげましょうと書かれています。つまり、人を成長させる、人が成長する、ということを促すというのが大きな目的です。自主的、自発的な学びによる知的欲求の充足、自己実現・自己の成長。それが単に自己満足で終わるのではなく、その人が学んで、ああよかったと言って終わってしまうのではなく、住民の相互学習を通じ、つながり意識や住民同士の絆の強化につながると、やはり社会として行う意味があります。学んだことが、実は横のつながりをつくっていくことになります。

さらに、「地域づくり」という言葉ですが、最近はとても定着してきました。地域に対する愛着や帰属意識、地域の将来像を考え取り組む意欲の喚起、これは本当に共有したい価値です。住民の主体的参画による地域課題の解決、これを住民発信で課題を提示して、それを解決していく。そういう活動が、学んだことと人がつながり、さらに活動もつながる、ということが本当は社会教育・生涯学習の中で期待されていることです。

これらのことをつなげるために、具体的に次のように提案されています。

「住民の主体的な参加のためのきっかけづくり」が社会教育・生涯学習では重要です。ネットワーク型行政の実質化、これは事業を動かす側に対する提案ですが、社会教育担当部局で完結させず、首長（区長、市長・知事）、NPO、大学、企業等と幅広く連携・協働する。さらに地域の学びと活動を活性化する人材の活躍です。それを間でとりもってつなぐような人がますます重要になると提案されていて、「開かれ、つながる社会教育へ」というコピーがついています。

中央教育審議会の答申の第2部は、「今後の社会教育施設の在り方について」が書かれています。

防災がとても重要になってきています。それから、情報、国際交流が大事になってきています。このあたりがポイントかと思えます。

「公民館」についてです。これは提案なので、必ずこうしろということではないのですが、公民館においては、地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的な役割、そして地域の防災拠点としますますます重要になるだろうと期待されています。

「図書館」についてです。図書館も他部局と連携した個人のスキルアップや、図書館と就業というのはなんとなく離れているようにみえましたが就業等の支援などです。最近、ビジネスセクターにとって、情報がどれだけ大事かということ意識しているところが多いです。例えば、札幌市に情報館というのが2年前にオープンしたのですが、そこでは中小企業の支援や個人事業主がもっとうまれるように起業を支援する、そんなことを図書館としてバックアップしています。長崎大学の附属図書館では、地域の住民に正確な医学情報を提供することに力を入れていて、ライブラリーを充実させています。このように、住民のニーズに対応できる情報拠点というのが、図書館に益々期待される役割になっています。

「博物館」についてです。博物館に関しては学校教育の連携はもちろん、観光の振興や国際交流の拠点としても期待されています。

いかがでしょうか。神奈川県教育ビジョンというのは、こういう方向で神奈川県教育を進めていきたいと思います。という、非常に広いものですが、内面に踏み込むというか、神奈川県としてはこういう風にやりましょうという価値観が示されていました。それに対して、中央教育審議会の答申は、社会教育の在り方をこういう方向で考えられません

か、特に新しい時代の社会教育の在り方としては、「つながり」というのをどうやってつくっていくのか、学びと活動をどうつなげていくのか、というあたりが強調されています。社会教育の施設の在り方は、今までの役割ももちろん重要ですが、加えて、防災、情報、国際交流という役割が期待されていると改めて示されました。

#### 4. 社会教育委員の役割

さて、中央教育審議会答申を私たちはどうやって地域にもって帰ればよいでしょうか。社会教育委員は、法的根拠をもつ役職となりますので、法律に基づいて私たちの役割が何なのかということを改めて確認します。

社会教育委員の職務は、社会教育法第17条に書かれています。第17条には、「社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。」と書かれています。

一 社会教育に関する諸計画を立案することです。

計画を持っている市町村と持っていない市町村があります。方針と呼んでいるところもあるかもしれませんが。計画というのは、事業を予算立てするための根拠となるようなプランですが、方針というのはその事業をつくるための方向性を示すものになります。いずれにせよ、社会教育委員は社会教育をどうしていこうかという会議に出た時に、その計画や方針を考えなければいけない役割を担っています。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べることです。

「諮問を受ける」今回の会議ではこういうことを考えてくださいということをお願いされたら、それに対して意見を述べなければいけません。急に意見を述べるというのは大変なことです。そのため、準備をしたり、学んだり、人に聞いてきたり、調査をしたり、ということが必要になります。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

これが社会教育委員の役割です。私たちは会議に行って、その場の思い付きで何か言うということも重要な役割ですが、同時にその意見を裏付けるような研究・調査を行うことが私たちの役割でもあります。研究・調査というと非常に大げさですが、普段、皆さんさんが行っている活動、実践の場において、日ごろからアンテナを張ってくださいという意味です。自分だけの思い込みではなくて、色々な方の話に耳を傾ける、それを是非会議にもってきてください。というのがこの三号の主旨です。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

2、3は、社会教育委員の付帯的な役割です。

#### 5 生涯学習者であること、生涯学習を支援する人であること

このようなことを言われても、具体的に何をすればよいか分からないという方もいらっしゃるかもしれません。私たちは、もう一度何をやる人なのか立ち戻って考えて



みたいと思います。

「生涯学習とは」ということを、考えたことはあるでしょうか。私は大学で「生涯学習とは」ということを学生と一緒に考える授業をずっとしてきました。その時に、私が立ち戻るのは、生涯学習とは、人がその生涯にわたって学ぶことで、人はそれぞれのライフステージで出会う課題があって、それにどうしても学ばなければいけないということが起こり得るということです。これを、若い学生たちと一緒に改めて確認しています。つまり、勉強しなければならないということではなくて、学ばないといけないということに出会うということです。

この考え方は、教育基本法が2006年に改正された時に、新たな条文として加わりました。第3条に「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と生涯学習の理念が加えられました。この条文ができた背景には、私たちは、自分のニーズに合わせて学ぶ必要があり、それを社会として支えないといけないということが改めて分かってきたからです。

生涯教育という考え方は、1965年ポール・ラングラン（フランスで成人に識字教育をしていた先生）という人が、ユネスコ教育局の継続教育部長をされていた時に、会議で「生涯教育について」というワーキングペーパーを出しています。ラングランは、識字教育に長年関わったという経験からも、大人が学ぶということに対する造詣がたいへん深かったです。社会的不利な立場にある人だけが学ぶのではなくて、先進国でもう十分教育を受けたと思っている人であっても、世の中はガラリと変わるし、自分のライフステージに応じて課題は次々と出てくる。そのため、学習が、その人の豊かさ、社会の豊かさに結びついているということを改めて提唱した人です。

ラングランのワーキングペーパーの中に、次のような一説があります。「(これから必要になるのは)博識を獲得することではなく、自分の生活の種々異なった経験を通じて、つねによりいっそう自分自身になるという意味での存在の発展である。「よりいっそう自分自身になる」とは一体どういうことでしょうか。

学生にこのフレーズを自由に解釈して話をしてもらうと、とても色々な解釈が出てきて面白いです。ある人は博識を獲得することというのは、「それは漢字ドリルのことです。」と言っていて、なるほどと思いました。それは大事なのですが、繰り返し練習することで、とにかく人が最低限知ってなければいけないことを繰り返し勉強するというのが、いわゆる博識じゃないかと言っている人もいました。別の人には「百科事典です。」と言いました。「私たちが普段生活していて、分からないことをすらすらと言えるのが博識ではないか。」どちらも両方入っていると思います。ただ、ラングランが言っている博識というのは、知識のことですが、これから必要になるのは、知識を積み重ねている、よく知っている、よりよく知っているということだけではなく、「より一層自分自身になるということだ」ということです。英語では「learning to be」という言い方をします。私たちは、自分のことはよく分からない、でも人生の試練（重要な人に拒絶されたり、必要だと思っていた物をなくしたり、つまずいたり）に立たされると、「自分ってこんなにみにくい面があったのか」「自分はこんなに弱かったのか」「自分は何もできない」ということが分かり、初めて次にどう進めばいいか、改めて考えることがあると思います。ラングランは「より一層自分自身になる」という言い方を通して、これを重視しました。識字教育で言葉を獲得していくというのは、同時に自分がどういう人間なのか、どういう欲求を持っているのか、ということも文字に表していく、書けるようになるという喜びと密接に関わっています。ラングランは、

小さな奇跡をたくさん近くで見えてきたので、このような言葉に集約するのだと思いますが、生涯学習の基本はこれです。学ぶ必要はないかもしれないし、強制的にやらされる漢字ドリルではありません。しかし、人々が生き生きと暮らせるように、孤立して絶望の中にいないように手をさしのべるような仕組みや活動がどうやったら実現できるか、というのを隣り合って考える、そのような意味があります。

## 6 人づくり+地域づくりの事例

「人づくり、地域づくり」というと、行政の言葉でとても機械的に聞こえるかもしれませんが、けれども、皆さんも想像がつくとおり、実際の社会教育・生涯学習の現場では、本当に色々な人の思い、創意工夫によって実際の活動が保たれています。

一部行政ですが、いくつか主に民間で行われている生涯学習の活動をみていきます。「よりいっそう自分自身になる」というのが、各地でどのように取り組まれているのかをご覧ください。

1点目、「シブヤ大学」です。シブヤ大学というのは聞いたことがあるでしょうか。本物の大学ではありません。NPO 法人が運営している、おとなの学び場です。2006年に設立されて、一回リニューアルし、現在は30代の若い学長に代替わりをし、とても面白い探究型の学習を行っています。「大人が本気になってまじめなことを議論する」というのが目標となっています。「見つける学び場」が合言葉です。授業は原則無料です。なぜ無料なのかというと、授業の半分を企業と一緒にいき、事業委託を受けて行うような収益部門を持っているからです。かつ、NPOの職員として関わっているのはごく少数で、多くの方がボランティアスタッフとして関わっていて、あまりお金をかけないで学び場を実現することをずっと心掛けてやってきた大学です。

最近では「しぶやをつくるゼミ」というのを、渋谷駅周辺の再開発エリアマネジメントを行っている会社とシブヤ大学、住民、そして大学生も関わって、みんなで渋谷をよりよくするにはどうするか、というゼミが始まっています。無料の仕組みは、業務委託、企業からの画料や寄付・協賛、個人サポーターからの寄付、広報によるタイアップなどです。そのため、学生には、授業を無料で提供する仕組みになっています。これは都心部ならではの仕組みなのかもしれません。ボランティアスタッフとして関わると、学び場を運営する側に回れるので、学びの場をつくる、学びの場を運営するという大変よい経験になります。これを通して、自分たちの適性を分かっていくという意味では、社会人も大変活躍しているボランティアの場所になっています。

皆さんの地域でも、学びの場があったら、その運営を全部自分たちでやらなければとあまり思わなくてもいいと思います。「手伝って」と言ってみる、「やりませんか」と言ってみる。今は特に地域に目が向いている時期でもあるので、地域の社会人や学生に手伝ってもらえることがあるかもしれません。

次に「こすぎの大学」です。川崎市の武蔵小杉を中心に行っている、やはり民間の方がやっている大学です。2013年に設立され、「武蔵小杉に関わる人を知る、語る、好きになる」が合い言葉です。授業はだいたい500円です。会場費として500円をもらっているようです。会場が無料で借りられる場合は無料です。このような学びの場が無料で運営できるのか、本当に不思議なのですが、皆さん好きで集まっているからでしょう。現在は中原区の区民センターを使っていますが、最初は小杉町3丁目町会会館に座卓を並べて、飲み物と会場費500円を集めて、30代の社会人中心に集まっていました。武蔵小杉に防災計画があるが、まず、自分たちはどのようにこの防災計画を生かせるか、この防災計画を皆さんに伝えられるか、このようなことを、会社員として武蔵小杉に来ている人たちが中心に話し合っていました。社会教育は、在住、在勤、

在学の人を対象に事業を展開していますが、どうしても在住の方に偏ってしまいます。武蔵小杉のこの集まりも、確かに在住の方が中心で集まってきましたが、ここの強みは社会人の在勤の方が来てくれるということです。

「こすぎの大学」は、もともとは NEC の事業所の中の学習会としてスタートし、その事業所がもう少し地域に目を向けたいという時に、たまたま相談したのが地元の商店街の眼鏡屋さんの若旦那でした。その方を通して、商店街や行政につながったということで、完全に民間なのですが、参加されている方の中には川崎市の職員の方もたくさんいるということです。旧住民と新住民の交流の場として、NPO 法人小杉駅周辺エリアマネジメントというのがあるそうですが、今は、月 1 回第 2 金曜日の夜、会場を借りて集まる、それ以外はしないということです。「イベントをやりませんか?」「お祭りに出ませんか?」と色々な声がかかるけれども、基本的に社会人の方々なので、月に 1 回集まって勉強会をするということに徹しているそうです。ずっと長続きしている、たいへん面白い、地域に根付いた民間の学び場です。

3 点目です。最後に「みんなの尼崎大学」を紹介します。これは行政がやっていて、最近とても注目されています。2016 年に兵庫県尼崎市で設立されたもので、教育委員会ではなく総合政策局協働部に生涯学習課がつくられて、「町に関わるプレイヤーを増やす」ということを目指して開校した大学です。「みんなが先生、みんなが生徒、どこでも教室」がスクールのモットーです。これは市がやっていますので、授業は原則無料です。特徴としては首長部局が主催していて、尼崎市はこれとは別に社会教育として行われている「もう少し非行をなんとかしよう」「家庭教育を推進しよう」といった別の授業もあります。公民館も別にあるのですが、プラットフォームとして、みんなの尼崎大学というのを首長部局が展開しています。

こちら、昨年オンラインに変わりました。かつては集まって学ぶこともよくあり、公民館や福祉センターなど色々な会場を動きながら教室を開いていましたが、昨年からはオンラインで行うということが多く、それでもオンラインならではの企画もどんどん打ち出しています。私も学生と見ましたが、学生になるほど、すごいなと感想をもらしたことが二つありました。

一つは「やめられないを考える」です。これは以前から企画していたそうですが、オンラインで画面オフだから話せるということに主催者は着目したそうです。ゲーム、買い物、お酒、たばこ等、コロナと依存症。どうしても外に出られないと、酒量が増える、ずっとゲームをしてしまう、ずっとテレビを観てしまう、ずっと動画を見続けてしまう等、このような人は大変増えているわけですが、それを皆さんと、やめたいのだけれど、やめたいと思っている人が隣にいるのだけれど、ということ画面オフで話し合う。そのような場ができるというのは、このプラットフォームがあったからできたことだろうと思います。なかなかいいですね。

それから、学生がもう一ついいと話してくれたのが「コロナと人権」です。令和 2 年 5 月の緊急事態宣言時でした。この時、県境をまたいで移動がとても神経質にとらえられていた時期で、他県のナンバーの車があるだけで写真を撮られて、後からそこに住む人に「あの人は誰だったの?」と確認がいくことがある、そういうピリピリした空気がありました。その時に「コロナと人権」をぶつけました。何か解決策を提案するものではないけれども、もやもやする思いをどうやったら共有できるかということから企画したと聞きました。このような企画が出てくるのは、「みんなの尼崎大学相談室」があり、そこに企画のコアメンバーが何人かいて、その人たちに、「こういう学びがあったらいい。」「自分は最近こうだった。」と自由に話しに行ける、そこが企画会議になっていると聞きました。

基本的には、様々なコンテンツに貪欲に取り込む市の事業なのですが、同時にこの「みんなの尼崎大学」というプラットフォームがあることで、「やめられないを考える」、「コロナと人権」など、もやもやしたものを共有し合うことができた。地域課題、私たちの社会課題の共有の一步に役立っている、そういう例だと思います。

現在集まれないことが多いので、尼崎市の「みんなの尼崎大学」はオンライン公民館としています。オンライン公民館とは何なのかと思うかもしれませんが、尼崎市の場合は、日曜日朝9時から夜の8時までとにかく Zoom をずっと開けています。YouTube で配信だけ見ることもできますが、参加者が2人でも10人でも100人でもトピックを変えながらずっとしています。8時「アキ子の朝」に、「公民館で宮司、住職、牧師と！」と書いてあります。ホストになる女性の方が、宮司、住職、牧師と対話をするという会です。これが本物の公民館だと、政教分離の原則により、宗教施設の方々が公共の施設に関わるというのはなかなか難しいですが、オンラインだからいいだろうという判断が下りたそうです。神道からも、お寺からも、キリスト教からもお呼びするから、一人ではないからいいだろうということで、このような企画になったそうです。オンライン公民館だからできることも確かにあり、ただ聞いているだけだから気が楽というのもあり、つながる場としては、実際に会う交流からするととても弱いのですが、無いよりはいいという精神で行っていると語っています。

この企画を裏で動かしているのは、業務委託を受けた方をはじめ、民間の企画会社をやっている方です。この方は、もともとは市民活動センターの職員だった方なのですが、「あれ、なぜ自分の出身地でもない所で、こんなに一生懸命市民活動を支援しているのだろう。」と気づきました。出身地の尼崎市に戻ると、そこで色々な出会いがあり、今は「場づくり」「学びの場づくり」を仕事にしながら、本当にたくさんの面白い活動をして、全国区で知られている「学びの場づくりキーパーソン」の一人になっていらっしゃいます。

## 7. 社会教育委員の新しい役割

いかがだったでしょうか。いろいろな社会教育・生涯学習事業の展開の仕方があり、いろいろな人づくり、街づくりがあるのだろうということが想像できたのではないかと思います。

社会教育法でみたように、「計画を立案する」というのも私たち「社会教育委員」の仕事ですし、一番の仕事は「意見を述べる」です。そのために必要な「研究調査を行う」のも私たちの仕事ですし、さらに主団体等に「助言と指導を与える」ことも仕事になっています。

ただし、これをどうやったらいいのかと思います。どのような点について私たちは特に気を付ければいいのか。参考になるのは、「教育振興基本計画」です。かながわ教育ビジョンのようなものです。それから国や県、市区町村のホームページには「基本的な教育統計」が載っています。国も、学校基本調査を毎年行っていますし、県、市区町村も行っています。データに基づいて何か発言する必要があるれば、是非ご覧ください。それから「教育委員会の点検・調査」も神奈川県ホームページに公開されていますので、それを見ていただくと分かると思います。「かながわグランドデザイン」「かながわ教育ビジョン」「教育制度・教育統計」「教育委員会の点検・評価」についてもホームページで公表されています。

ただ、これをなぜ私たちがチェックしなければいけないのか。いろんな人たちがチェックしているのですが、私たちも見ておいた方がよいのはなぜでしょうか。改めて問われるとどうしようと思うのですが、その時に参考になる指針は、「かながわ教

育ビジョン」です。私たちが当面、教育を通して実現する価値というのは、神奈川県の場合は「かながわ教育ビジョン」だとされています。これに賛同しろという意味ではなく、これが指針になるという意味です。「たくましく生きる力」「思いやる力」「社会とかかわる力」です。さらに国としても、期待していますというレベルなので、それをまともに受ける必要はないかもしれませんが、ただ社会教育としてはやはり「中央教育審議会答申」の方向性です。なぜなら、人が減って、人の交流が減って、孤立が目立つ社会だからです。「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」です。そのためどうすればよいのでしょうか。私が自分で心掛けているのは、「自分が生涯学習者」であることです。より一層自分自身になるということ自分を課しています。そして「生涯学習を支援する人」であることです。みなさんが生涯学習者、より自分自身であることを目指しているのを支援するということです。具体的にはどうか。社会教育委員としてはどんな行動をすればよいか。ここに書かれていることがほとんどすべてだと思います。そして時々チェックしていただけるといいかもしれませんが、皆さんほとんどできていると思います。

○「地域の実情に詳しくなりましょう」

アンテナを張りましょう。

○「地域の施設や社会教育事業を見て、住民の声に耳を傾けましょう。」

周りの方の声を聴いてきてください。

○「地域づくり・まちづくりの活動、NPO やボランティア団体の活動に参加してみましよう。」

何か活動に参加してみてください。あるいは、今ちょっと足が遠のいている団体があったら、久しぶりにその会に参加してみてください。

○「研修会に参加して、ネットワークを広げましょう。」

○「社会教育委員同士で情報交換をしましょう。」

社会教育委員の会議があったら、その時、隣の方と話をしてみてください。

○「他の委員と協力して、地域の課題に向き合ひましょう。」

共通の課題を持っている方を見つけたら、一緒にその地域課題を考えてください。

○「教育委員会の担当者と意思の疎通を図りましょう」

社会教育委員の皆さんは、本業のお仕事があり、いろいろな他の活動もされていて、ご家族のこともあり、社交もしながら、いろいろな役割をたくさん負ってられる方々が集まっていらっしゃいます。皆さん、ほんの少しの時間を社会教育の仕事に是非振り向けていただき、地域の社会教育、地域の生涯学習の事業実践がよりよくなるように、是非ご協力ください。

本日は本当に長いあいだ皆様お付き合いくださいまして、ありがとうございました。この研修のご感想などがありましたら、是非お寄せください。

以上で終わります。ありがとうございました。

### Ⅲ 地区研究会報告

#### 令和3年度神奈川県社会教育委員連絡協議会地区研究会（横須賀市会場）報告概要

- 1 テーマ 社会教育・社会教育施設のあり方～横須賀市を例として～
- 2 目的 県内各市町村の社会教育委員が一堂に会し、それぞれの地域での取組や社会教育の今日的課題について、研究討議・情報交換することにより、資質の向上を図る。
- 3 主催 神奈川県社会教育委員連絡協議会（横須賀市社会教育委員会議と共同主催）
- 4 主管 横須賀市社会教育委員会議
- 5 開催方法 書面開催  
※当初は、令和4年1月20日（木）横須賀市文化会館にて開催予定
- 6 内容 書面開催のため概要のみ報告

##### （1）人権講話

横須賀市の人権擁護委員による「人権教室」の実演を予定していた。

人権擁護委員とは、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり、人権の考えを広めたりする活動をしている民間の方々である。現在、約14,000人が法務大臣から委嘱され、全国の各市町村に配置されて、積極的な人権擁護活動を行っている。主に人権相談活動、人権侵犯に関する調査・救済活動、人権啓発活動を行っている。本市では18名の委員が活動している。

本市で人権擁護委員が行っている「人権教室」は人権啓発活動にあたり、保育園や幼稚園を訪問して、寸劇や紙芝居などを通じて、就学前の子どもたちに人権について考えるきっかけを提供し、「思いやりの心」を持つことの大切さを伝え、人権について理解を深めることを目的として開催している。

令和2年度、3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で開催できなかったが、令和元年度は、市内の8つの保育園や幼稚園で開催し、合計で584名の子どもたちの参加があった。

##### （2）アトラクション

横須賀市が2007年に実施した「空き店舗対策制度」を利用し、市内で坂本龍馬ファンが集まる焼き鳥店「竜馬におまかせ」を運営されている郷土史家の齋藤秀一氏に、ご自身も企画・製作に携わった「横須賀カルタ」と、横須賀市を終の住処とした「坂本龍馬の妻おりょうさん」についての内容の講演をお願いしていた。

横須賀カルタは、横須賀の歴史や文化、名所などを七五調で詠ったもので、46句からなり、読み札の裏面には関連する豆知識が盛り込まれ、2018年に完成した。現在では、本市のふるさと納税の返礼品にもなっている。

また、「おりょうさん 終の住処は 米が浜」というカルタの読み札があるが、坂本龍馬の妻、おりょうさんは晩年を横須賀で過ごしていた。そのお墓は市内大津の信楽寺にあり、墓には「坂本龍馬之妻龍子之墓」と刻まれている。

##### （3）事例発表

###### 【テーマ選定理由】

社会教育が抱える全国的な課題や社会教育に対する新たな役割への期待は、今後の横須賀市における社会教育及び社会教育施設のあり方を考えていくうえで、避けて通れない面であると同時に、横須賀の社会教育が抱えている課題に対しても正面から向き合う必要があった。このような背景から、横須賀市社会教育委員会議では、全国的な社会教育における課題及び横須賀の社会教育が直

面している現状と課題をふまえ、平成 28～29 年度の 2 年をかけて「横須賀の社会教育・社会教育施設のあり方」をテーマに審議した。今後の横須賀における社会教育の方向性について提言書をまとめ、教育委員会に提言をした結果、実際の施策に反映されたこともあり、社会教育委員の活動が形となった事例として、今回発表をすることにした。

#### 【現状と課題の整理】

横須賀市社会教育委員会議では、社会教育の課題を審議する中で、社会教育施設への調査や文書照会を実施して、以下のとおりポイントを整理した。

- ① 現代的・地域的課題に向き合う社会教育
- ② 地域人材や地域資源を生かした社会教育
- ③ 学びの機会を保障する社会教育
- ④ 市民主体の地域づくりを支える社会教育
- ⑤ 人のつながりを生み出していく社会教育施設
- ⑥ 市民が安心して活動・利用することのできる社会教育施設
- ⑦ 社会教育施設の調査研究機能を生かした教育支援
- ⑧ 社会教育委員が果たす役割

#### 【社会教育における共通理念】

現状と課題に向き合う横須賀の社会教育で大切にしていけるべき共通理念を次のように整理した。

- ① 「市民一人一人の人間形成」を支えるため、社会教育施設には社会教育に携わる職員の存在が不可欠である。
- ② 横須賀の社会教育に携わる職員は、市民が主体的に学び始めるための支援を行うとともに、市民を次の学びの機会、あるいは次の学びの場につなげていき、さらに学びを生かした活動につなげていくことができるように、その必要な支援や役割への意識をもつべきである。
- ③ 「市民の社会的な意識や価値観の醸成」を図るため、横須賀の社会教育においては、市民の成長につながる教育の機会と場が今後も絶えず保障されるべきである。
- ④ 「市民相互の学び合い」を充実していくため、横須賀の社会教育では、一つの解答を導き出すことが難しく、世論でも意見が分かれるような社会的課題や社会的少数者に関する課題なども、正面から学習テーマとして捉え、今後も、多様な教育の機会と場を提供する教育行政であるべきである。

#### 【課題への対応】

社会教育で大切にできる共通理念から、現代的課題・地域課題に向き合う社会教育、地域人材や地域資源を生かした社会教育、学びの機会を保障する社会教育のポイントを整理した。

(横須賀の社会教育で大切にすべきこと)

- ① 横須賀の社会教育においては、学びたいが学ぶことが困難な方々がいることを念頭に、すべての人の学習権を保障し、すべての人が多様な学習機会や学習の場を得られるようにする。また、生涯学習を推進する中で、市民の学習ニーズを把握しつつ、世論で意見が分かれるような様々な問題についても、学習課題として捉え、取り上げていくものとする。

- ② 横須賀の社会教育においては、市民が学習の成果を生かして活躍できる機会と場を充実するとともに、各社会教育施設の市民財産である地域資料の活用を図りながら、将来に継承していくために、それらを保存していく責務を負う。
- ③ いつでも、どこでも、だれでもが学び、その成果を適切に生かすことができるように、市民に幅広く社会教育や生涯学習の情報を届ける努力と工夫が必要である。そのために、社会教育行政や社会教育施設は相互に連携し、様々な情報発信に努めることが重要である。

(横須賀の社会教育施設に求めること)

- ① 社会教育施設は、市民主体の学習の場であり、市民との協働の場である。社会教育施設の職員は、市民の様々な学習や学習活動をサポートする役割を担うものである。
- ② 社会教育施設は、誰もが安心して利用、活用できる施設である。子ども、高齢者、障害のある方など、すべての市民が利用しやすい場を提供するものである。
- ③ 社会教育施設の職員は、学習している市民を次の学習機会や学習の場につなげていくことができるように、学習プログラムの立案、学習情報提供、学習相談など必要な教育的支援を行うものである。また、新たに学びたいと思っている市民への必要な学習支援も重要な役割である。
- ④ 社会教育施設において、これまで行ってきた日常業務や職員のあり方など、すべての面にわたって、絶えず振り返る意識をもち、改善に向けて取り組むべきである。
- ⑤ 学芸員、司書、社会教育主事など、社会教育における専門的職員の「見える化」を進めるとともに、SNS等の新たなメディアも活用しながら、社会教育施設が、相互に連携した情報発信の充実に努めるべきである。
- ⑥ 社会教育施設は、地域の資料を収集し、研究を重ね、将来に引き継ぐために保存するとともに、市民の学習活動に活用するものである
- ⑦ 社会教育施設における指定管理者制度のあり方は、社会教育の安定的な継続性を担保できることが前提であり、それは不可欠である。

【教育委員会への提言】・・・重視すべき7つの柱

平成28～29年度の2年にわたる審議を経て、その結果を提言書としてまとめ、教育委員会に提言した。

- ① 横須賀の社会教育は、社会におけるすべての人に多様な学習の機会と場を保障する。
- ② 横須賀の社会教育は、市民が主体的かつ継続的に学習活動を行うことができるように、様々な学びの場や環境の充実に取り組む。
- ③ 横須賀の社会教育は、学習した市民が次の学習機会や学習の場へとつながることができること、さらに学んだことを生かして様々な活動に展開していくことができるように、学習情報の提供や学習相談等、教育的支援の充実に図る。
- ④ 横須賀の社会教育は、学びを通じて市民が活躍できる地域づくりを目指す。



- ⑤ 横須賀の社会教育施設は、市民の財産である地域資料を調査研究の上、保存し、将来に継承していく責務を果たす。また、その調査研究の成果を市民への学習支援に還元する。
- ⑥ 横須賀の社会教育施設やその専門的職員および社会教育委員は、その業務や活動について、「見える化」を図るとともに、各社会教育施設が相互に連携し、市民への柔軟かつ積極的な情報発信に取り組む。
- ⑦ 横須賀の社会教育委員は、各自がその役割を認識し、市民と社会教育行政との橋渡しの役割を担う。

【横須賀市教育基本計画・第3期実施計画への反映】

上記の提言が、教育振興基本計画・第3期実施計画（2018～2021年度）の「社会教育編 6つの目標」に反映された。

（社会教育編 6つの目標）

- 目標1 市民の学習機会の提供と学習する場の充実を図ります
- 目標2 学びの成果が生かせる社会を目指します
- 目標3 家庭や地域における教育力の向上を図ります
- 目標4 文化遺産の保存と活用を推進します
- 目標5 図書館・博物館・美術館の活動を充実させます
- 目標6 社会教育施設相互の連携を図ります

この6つの目標を実現するための具体的な施策が以下の16の計画達成のための施策である。

（計画達成のための施策）

- 目標1 {
  - ① 多様な学習機会の提供
  - ② 「人権教育・啓発」の推進
  - ③ 学習の場の提供
  - ④ 学習情報・学習相談の充実
- 目標2 {
  - ⑤ 学びの成果を地域に生かす活動の支援
  - ⑥ 学びの成果の地域還元活動の評価
- 目標3 {
  - ⑦ 「学社連携・融合」事業の推進
  - ⑧ 学校・家庭・地域の連携強化による家庭教育力の向上
- 目標4 {
  - ⑨ 横須賀らしい文化遺産の保存、活用・継承
  - ⑩ 近代化遺産の調査と保護・活用の推進
  - ⑪ 伝統文化の保存と継承の推進
- 目標5 {
  - ⑫ 図書館活動の充実
  - ⑬ 博物館活動の充実
  - ⑭ 美術館活動の充実
- 目標6 {
  - ⑮ 社会教育施設相互の事業連携
  - ⑯ 社会教育施設相互に連携した情報発信・広報

【まとめ】

横須賀の社会教育の方向性について、2年間に渡る審議結果を、教育委員会へ提言した成果として、横須賀市教育振興基本計画第3期実施計画に、具体的な行政計画として反映されたことについて、社会教育委員としての責任を改めて感じたところである。

## 令和3年度神奈川県社会教育委員連絡協議会地区研究会（秦野市）報告概要

- 1 テーマ 秦野市の社会教育～各種団体の変遷と未来へ繋いでいくべきもの～
- 2 目的 県内の各市町村の社会教育委員が一堂に会し、それぞれの地域での取組や社会教育の今日的課題について研究協議・情報交換することにより、資質の向上を図る。  
(新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、秦野市社会教育委員会議、神奈川県社会教育委員連絡協議会役員及び事務局で協議の結果、書面開催となった。)
- 3 主催 神奈川県社会教育委員連絡協議会
- 4 主管 秦野市社会教育委員会議
- 5 内容

### (1) 秦野市の紹介

秦野市は、神奈川県央の西部に位置し、東部は伊勢原市、西部は松田町、大井町、南部は中井町、平塚市、北部は厚木市、清川村、山北町に接しています。市域は、東西約13.6 km、南北は約12.8 km、面積は103.76 km<sup>2</sup>で、県内19市中5番目の広さを持つ都市です。北方には神奈川県の屋根と呼ばれている丹沢山塊が連なり、南方には大磯丘陵が東西に走り、県下で唯一の典型的な盆地を形成しています。



### (2) アトラクションの紹介「秦野たばこ祭と秦野煙草音頭」

秦野市は、かつて全国でも有数の葉煙草の産地であり、その耕作技術も大変優れていました。秦野市発展の礎となった葉煙草耕作者の思いや伝統を絶やさないために続けられている秦野市最大のイベント「秦野たばこ祭」、また、昭和25年に作られ、秦野たばこ祭のパレードでも披露される「秦野煙草音頭」について紹介しています。



- (3) 人権講話「「めざす人の姿」で育む人権感覚」～放課後児童クラブ「クレヨンぼけっと」の実践を通して～  
放課後児童クラブ「クレヨンぼけっと」の設立に携わった元秦野市教育委員会教育長金子信夫氏による人権講話です。「クレヨンぼけっと」における実践報告とともに、「人権感覚を育む」ことについて皆様と共に考えていきます。

### (4) 事例発表

#### ア 研究テーマ設定理由

地区研究会の開催にあたり、県内各市町村からご参加いただく委員の皆様にご指導いただくための課題を検討した結果、公共施設としての「公民館について」を選びさせていただきました。本市の全ての公民館(11館)が全国優良公民館として表彰されており、また、公民館図書室の積極的活用なども本市の特色といえると思います。

しかし、公共施設再配置計画等の課題とも重なり、今後の行方は必ずしも明るいものでもないことも明らかであり、研究会などのご意見を伺いたく、今回のテーマとしても最適であると結論づけた次第です。

また、社会教育委員会が調査審議する補助金の交付に該当する団体として認められていながらも、その存在が不安視されている地域の婦人会や子ども会の実情を確認し合い、公民館同様に各市町村の情報とも比較検討して、今後の行方について検証することとしました。

#### イ 事例発表①「社会教育施設について（公的社会教育の事例）」

##### 【秦野市立西公民館リニューアル】

秦野市立西公民館、西中学校の体育館及び武道場の老朽化に伴い、学校体育館の建て替えを基本として、公民館と地域防災機能を複合化した多機能型体育館として令和2年8月に竣工しました。公民館が中学校の体育館施設と複合していることで、今後、中学校と連携・協働する機会が増えていくと考えられます。



公民館、中学校との協働事例として、「図書ボランティア講座」を紹介します。図書ボランティア講座は、子どもの読書啓発及び図書室利用者に対するサービスの充実、人材育成の取組を目的とし、一方中学校としては、ボランティアとして生徒が図書室で、書架の整理や配架等の作業を行うことで、図書室への関心や理解を深めるとともに、読書意欲を高めることをねらいとしています。

##### 【防災サロン】

秦野市立鶴巻公民館において、災害発生時、自分と家族のより良い生活とはどのようなものか、そのためにはどのような備えをすればよいかを考える体験講座です。個人や自治会単位では避難拠点までの経路、地形、危険状況などを理解しにくいこともあるという視点から、公民館単位での講習、訓練が必要と考え、公民館での防災講座がスタートしました。講座の中では、地域の受講者たちが、自分たちの住む地区の防災マップをともに作成し、その作業を通して自分だけでは気付くことが難しい、細かな危険箇所等の把握が可能となっています。

#### ウ 事例発表②「子ども会・婦人会について（市民の社会教育の事例）」

秦野市子ども会育成連絡協議会、地域婦人団体連絡協議会はともに地域に根差した社会教育関係団体として、70年余りの歴史がある団体です。

しかし、現在の社会的背景、ライフスタイルの大幅な変化によって各団体とも会員数の減少や役員のみならず手不足が顕著となっています。今回の研究会にあたり、地区単位の地域に根差した活動を調査した結果、「地域とのつながりの中でその地域の弱い部分をそれぞれの団体が補っているという関係性」を見出す事ができました。研究テーマにもあります、これまでそれぞれの団体が培ってきた地域との関係を生かし、継承しながら、地域の実態に応じて支え合っていくことが、市民の社会教育、子ども会と婦人会活動を通して見えてきた、未来に繋いでいくべきものでした。

#### (5) おわりに

今回、地区研究会の担当市となったことにより、通常の会議とは別に社会教育委員の勉強会を開催しましたが、その中で気づかされたことは少なくありませんでした。その一つは、

通常の社会教育委員会議では、行政として直接的に関わっていると思われる施設などについてのテーマ検討が主となり、市民一人ひとりが自由に展開している、いわゆる市民活動についての意見交換や支援活動が希薄であったように思えたことでした。その他にも、地域の学習環境充実のために社会教育委員会議として、あるいは社会教育委員として為さなければならない課題がまだまだ多くあることにも気づかされました。

このような学びの機会を与えていただいた神奈川県社会教育委員連絡協議会に心からの感謝の意を表したいと思います。

# IV 市町村から

## 茅ヶ崎市社会教育委員の会議

茅ヶ崎市社会教育委員の会議 議長 吉原 弘子

### 1 社会教育委員の会議の構成

茅ヶ崎市の社会教育委員の定数は10名で、その構成は社会教育関係者（地域で青少年と関わっている各種団体会員、公民館利用者など）と、家庭教育関係者、学校教育関係者、学識経験者で構成されています。委嘱される時々で年代や男女比は様々ですが、活動に大きな違いはありません。

### 2 会議運営

定例会は4月と翌年の2月の年2回開催します。その他、必要に応じて全体の臨時会と有志の委員にて構成される小委員会を開催します。

委員活動として、調査研究のうえ教育委員会に提言書を提出したり、諮問があった際には答申をしたりします。これまで主に社会教育関係団体の活動や社会教育施設の現状、課題、方策等の調査研究をしてきました。

今期については、教育委員会から『新しい生活様式における社会教育の可能性と未来について』という諮問をいただきましたが、新型コロナウイルスがまん延して活動がままならなくなり、答申ができるか心配しました。このような状況の中、社会教育委員としてどのようなアプローチができるのかと悩みながら、いつもより遅れて調査研究活動に入りました。

### 3 今期の答申について

以下の事柄などについて、私たち社会教育委員が所属する団体や地域の団体、社会教育施設の活動等を調査・研究しました。

- ・オンライン化を含めた社会教育関係団体・地域の会議などの環境について
- ・新型コロナウイルス発生後の幼児・児童・生徒の精神面の変化について
- ・子どもの居場所の減少と学習機会や学習成果の発表の場の減少について

会議は、ほとんどが書面での意見交換でした。小委員会の開催もままなりませんでしたが、5回ほど短時間での会議をして、そこで作成した案を各委員に戻して意見をいただく事を繰り返しました。

各委員や団体も模索を繰り返し、集合して活動できない中でどのような活動ならできるのか、様々な手法があることが分かりました。答申の中にもありますが、今後も活動の形態が変わってくるのは目に見えております。会議の持ち方、調査・研究の仕方、社会教育委員としての活動等を改めて考察することも必要だと考えさせられました。

調査の中で気になったことは、方法は変われども社会教育委員として、何をどのように導くことがベストなのか、忘れてはいけないということです。そして機械的ではない、対面でのふれあいを心がけたいとより一層感じました。委員は市民の代表ということを忘れずに、さらに行政と連携し、社会教育の意義を考え、活動を周知しながら、楽しく継続あるのみと考えます。

## 寒川町の社会教育委員活動について

寒川町社会教育委員会議議長 山口明伸

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大のため、マスク着用や手指の消毒を行うなどの「新しい生活様式」による暮らしも丸2年が過ぎ、3度目の季節を迎えようとしています。ウイルス流行の波がたびたび起こり、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置を繰り返し、未だ予断を許さない状況から外出自粛、人と会う場合は三密を回避するなど、何かいつも目に見えない不安な気持ちを感じる日々が続いています。心の健康、幸福感の維持のために、人とのコミュニケーションや生きがいをもつなど生活のモチベーションを保つことは必要不可欠であり、ウィズコロナ時代において、誰にでも生涯における「学び」は重要であるということに改めて実感することとなりました。

私たち寒川町社会教育委員は、2年任期で委嘱され、学校長、社会教育関係団体、家庭教育関係者、公民館や図書館に関する学識経験者の10人で構成しております。委員それぞれが関係しているPTAや婦人会、文化団体の活動や、公民館、図書館でのボランティア活動、小学校での読み聞かせ活動といった様々な社会教育活動も制約、活動自粛が多い2年間となりました。

寒川町では、平成22年度から公民館運営審議会と図書館協議会の役割が社会教育委員会議に統合され、また平成29年度から公民館と図書館の管理運営に指定管理者制度を導入しました。指定管理者との円滑な連携を図り、外部の視点を取り入れた評価や町民ニーズを取り入れやすくするため、社会教育委員会議内に公民館部会、図書館部会の各部会を設置し、公民館及び図書館に関する事項について少人数で専門的に協議しています。これまでは、任期2年間で、各部会が継続して協議するテーマを初年度に設定し、任期の終わりまでに報告書としてまとめていましたが、令和2年度は年度当初からコロナ禍により会議開催の見通しを立てることができませんでした。また、新たに社会教育委員になった方も多かったことや、このような状況下だからこそ、身近な地域での学ぶ機会が重要であるという観点から、各部会の協議は「町民の学びを支える公民館、図書館のあり方」をテーマとし、各施設について普段感じていること、今後望むことなど幅広く意見を募ることになりました。公民館については、公民館利用を促進するための方法、サークル活動の停滞に関すること、図書館部会では子どもの読書活動支援について、各委員より様々な意見が出されました。会議がたびたび書面開催となったため、とりまとめた意見を文書で報告する形式をとっていましたが、委員同士で協議しながら出された意見について深められないことが残念な点となりました。

令和3年度は、前年度に出された意見から焦点を絞り、公民館、図書館といった社会教育施設は、地域の学習活動支援のための拠点、学びの入口として大きな役割を担っていることから、公民館部会では「公民館サークルの育成・支援について」、図書館部会では「総合図書館を拠点とした子どもの読書活動支援について」をそれぞれの協議テーマとしました。各部会をできる限り対面の会議で行い協議を重ねました。公民館には利用者の高齢化、図書館には子どもの読書離れといった課題があります。誰もが生涯にわたって学び続けられること、そして学びの成果が人づくり、つながりづくり、まちづくりへと地域に還元されることが期待できることから、子どもから高齢者まで身近な地域で学ぶ環境をつくる支援が重要であることを再確認することとなりました。

現在の委員は令和3年度末で任期が満了となりますが、今までの取組を次期の委員に引き継ぎ、またそれぞれが社会教育委員を終えても、社会教育の実践者として、寒川町の社会教育の推進に関わっていきたいと思います。

## 「子どもたちの未来のために大人ができること」

海老名市社会教育委員 副議長 橋本 絵美里

子どもたちに願うことは、何より、健康で心身ともに元気に過ごしてほしいということ。そのために、自分の好きなことやできることを、たくさん見つけてほしいと思っています。好きなこと、できることがあると、生活の中の楽しい時間は確実に増えます。自分のことを好きでいられます。子どもたちには、自信をもってほしいし、自分のことを好きでいてほしいと願っています。

毎日学校に通い、習い事や部活動など、さまざまな場所で本当に頑張っている子どもたち。それぞれの場所で、多くの大人が見守り、関わり、物事を教えたり教えられたりしています。

海老名市社会教育委員は、子どもたちに関わる大人の意識や気持ち、知恵を共有できたら、子どもたちや大人、地域がともに成長できると考えています。そこで、社会教育計画が目指す目標に基づき、子どもたちに関わる団体を繋げ、子どもと大人がともに育つ社会の構築を目指して、取組を始めました。

### 【社会教育計画が目指す目標】

子どもの活動支援をとおして、子どもと子ども、子どもと大人、大人と大人が、人と人とのつながりを広め・深め、子どもと大人がともに育つ社会の構築

### 【目指す子どもの姿】

「海老名がだいすき、夢をもてるえびなっ子」

- ①海老名をだいすきになる子
- ②自分でできることに進んで取り組もうとする子
- ③好きなことを見つけることができる子
- ④友だちや大人と豊かにかかわることができる子
- ⑤元気にあいさつできる子

### 【具体的な取組】

- ①えびなっ子いきいきシンポジウム ～地域で育てる心と心 つながろう、つなげよう～  
(令和2年度より開催、年1回開催)

- ・ 目的：えびなっ子いきいきシンポジウムを毎年度開催し、その中でテーマ（上記の目指す子どもの姿のうち1つ）について意見交換し、社会教育関係団体の交流を図るとともに目指す子どもの姿を共有する。
- ・ 内容：社会教育関係団体の活動紹介や社会教育関係団体に所属する児童・生徒と教育長とのトークセッション、意見交換など

## ②えびなっ子ふれあいフェスタ

(令和3年度より開催予定)

- ・目的：子どもや大人が団体の活動を体験できる場を提供し、体験をとおして社会教育への関心を高め、自分の生き方につなげていく。  
団体の子どもたちの活動成果の披露の場とし、活動に対してより前向きに、また自信をもって取り組めるようにする。
- ・内容：社会教育関係団体のご協力をいただき、体験活動ができるブースを設置。  
子どもたちに参加してもらう。（当日参加可、事前予約が必要なブースもあり）

コロナ禍で延期や規模の縮小もあり、まだまだ参加団体は少ないですが、具体的な取組をスタートできたことは大きな一歩です。今後も継続し、子どもたちへの思いや協力の輪を広げられるよう、尽力してまいります。

子どもたちにとっては、体験活動をしたからといって、興味をもつなどの目に見える結果がすぐに出るわけではありません。ですが、まずは、「楽しい！こんな世界があるのだ！」と知ってもらうことから、すべては始まります。そのような経験が、不思議なことに、大人の想像をはるかに越えた、素晴らしい未来につながる可能性は多分にあります。先が読めないことが難しい、という捉え方もできますが、だからこそ、子どもの成長は『おもしろい』と思うのです。

たくさんの大人が子どもたちに関わること。子どもたちがさまざまな活動を経験すること。それを両立させることで、楽しい未来の広い世界を、多様な考え方や人生があることを、伝えることができると信じています。たくさんの選択肢を伝えることができれば、子どもたちはその中から、好きなことやできることを見つけていけるはずです。

「一人ひとりが輝ける場所が絶対にある」ということを知ってほしい。

そのために大人は、日常のふれあいの中で子ども自身の可能性を信じ、できたことを認める。さまざまな場面でそれを繰り返し、思いを態度で示していくことが大事なのではないでしょうか。

最後になりますが、子どもとともに大人も楽しむこと。子どもから学ぶこと。何より継続していくことが重要です。一度何かをしたからといってすぐに成果が出るならば、誰も子育てに苦労はしません。長い時間をかけて、子ども、大人、学校、地域など、子どもを取り巻く場所や人がつながる社会になることを切に願います。同時に、海老名の子どもたちが、未来に希望を持てるような背中を見せられる大人でありたいと思っています。



## 子どもの居場所の調査研究について―座間市社会教育委員会議からの報告―

座間市社会教育委員会議 議長 大串 隆吉

私たち座間市社会教育委員会議では、平成29年度に「子どもの教育と家庭・学校」を研究テーマとし、教育委員会に提言書を提出するなど、子どもの居場所について関心を持ってきました。令和2年2月には社会教育委員会議主催で、「子どもや若者の第3の居場所」をテーマに、関係者や団体の情報発信や意見交換の場として、社会教育フォーラム「居場所をつくり、社会とつながる」を開催しました。このフォーラムを通じて、居場所づくりの活動は広がってきていると感じられ、また、社会教育委員会議としても人と人とを繋げていくような取組に携わっていくことが必要だと感じていました。

社会教育法によると社会教育委員会議の職務に、調査研究を行うことがあります。そこで、新型コロナウイルス感染症が強く世の中で意識されるようになってきたこともあり、令和2年度から「コロナ禍での子どもの居場所」をテーマにして、調査研究をすることにしました。

令和3年6月には、児童生徒やその保護者のコロナ禍での過ごし方や考え方の変化等を知るため、学校の協力を得て、市内の小学6年生、中学3年生とその保護者の一部に対してアンケート調査を実施しました。児童生徒、保護者ともにアンケートの回収率は非常に高かったです（小学6年生 回答249人／対象256人 回収率97%、小学6年生保護者回答231人／対象256人 回収率90%、中学3年生 回答205人／対象217人 回収率94%、中学3年生保護者 回答171人／対象217人 回収率79%）。その分析結果をまとめ、教育長に報告しました。

調査結果からは多くの子どもが自分の居場所が家庭であると認識し、保護者も同様に思っていることがわかりました。このコロナ禍で、その傾向はより強くなっていると思われます。友達と会う場も家庭であり、公民館、文化センター、コミュニティセンター、児童館等の公共施設の割合は少ない傾向が見られました（ところがある児童館が突出して子どもに好まれていて、その理由を知りたくなりました）。また、児童生徒、保護者、教職員が感染しないように、互いの接し方に注意していることがうかがえました。他の人との接触の機会が減る中で、保護者も子どもと密なコミュニケーションを取るよう努力している状況が見て取れました。あらためて距離を保つことと心の面で支え合うことに心掛けなければならぬと感じました。

その一方で、コロナ禍の影響で生じたかどうかはわかりませんが「安心できる場所が無い」という児童生徒も一定数いました。これらの調査研究の結果から、家庭教育の重要性をより一層認識することとなりました。

## 愛川町社会教育委員の活動について

愛川町社会教育委員会議 議長 萩原 庸元

愛川町では、「第2次愛川町生涯学習推進プラン後期基本計画」のもと、「学びあい・ふれあい・高めあう生涯学習のまち愛川」を将来像に掲げ、町民が楽しみながら生涯学習に取り組み、共に学ぶ中でその成果をまちづくりに生かすとともに、地域活動やボランティア活動をはじめ多様な分野において町民と行政のパートナーシップによる協働のまちづくりをめざし、さまざまな事業の推進に努めているところであります。

私たち社会教育委員は、その町民の声を行政に反映させる大切な役割を担っており、その役割を一人一人が自覚し、所属団体の取組み等について意見交換を行いながら多様な協働関係を築いています。

愛川町社会教育委員会議では、研究テーマを「愛川町を愛する～ふるさと愛川の豊かさ」と愛着を感じる社会教育の振興をめざして～」と設定し、「文化の継承」と「人のつながり」について、2グループに分かれて協議を重ね、教育委員会とともに社会教育委員が大切にしていきたい方向性を次のように提言書にまとめました。

### <文化の継承>

- (1) 伝統文化に関する記録をまとめ活用する
- (2) 伝統文化を通じた地域づくりを推進する
- (3) 伝統文化の素晴らしさを伝える

### <人のつながり>

- (1) 子どもたちと地域の方との交流促進
- (2) ネットワークづくり
- (3) 人材育成

この方向性をもとに、さらに研究を進めています。

「文化の継承」について、本町には興味深い場所や行事等が数多くありますが、その中から、今回は「糸のまち半原」と「三増合戦」をピックアップして、愛川町の歴史や文化的な豊かさを子どもたちや町内外の人に幅広く伝えていきたいという思いから、わかりやすい教材づくりについて協議し、活動を企画しているところであります。

また、「人のつながり」については、地域総ぐるみで子どもを育てる体制づくりをめざし、幅広い方とのふれあいと様々な経験の中で子どもたちがのびのびと成長できるよう、地域の課題を洗い出し、既存のつながりを生かした新たなネットワークの構築について研究調査しているところであります。

さらには、令和3年度には、10月にオープニングセレモニーが行われました旧半原小学校木造校舎「懐かしの学び舎」を視察し、町の教育の歴史や、歴史的建造物に遺る半原大工の技術に触れながら、特色ある歴史を活用する方策について、社会教育の視点で意見交換を行いました。

今後も、社会教育委員として、町の社会教育の充実に向けて、委員12名で力を合わせて取り組んでいく所存であります。

来年度は、本町で地区研究会の開催を予定しておりますので、県内の社会教育委員の皆様とともに考える機会をもてることを楽しみにしております。

## 松田町社会教育委員会議の活動状況について

松田町社会教育委員会議 議長 鍵和田 貴司

### 1 社会教育委員会議の構成及び運営

松田町社会教育委員会議は、男7名、女8名の計15名(定員15名)で構成され、学校教育(町校長園長会代表)、社会教育(公民館、自治会、PTA、体育協会、青少年指導委員会、スポーツ推進委員会等の代表)、学識経験者、家庭教育関係者より選出されている。

社会教育委員会議は、定例会(年5～6回開催)及び臨時会(必要に応じて開催)で運営される。また、状況によりグループに分かれての会議や活動を行うこともある。

### 2 社会教育委員会議の主な活動

#### 1) テーマに基づいた活動

社会教育委員会議では、主にテーマを設けて活動を行っているが、現在は、令和元年度に設定したテーマ「家庭における読書活動の推進について」に関する活動を行っている。今年度で3年目となる。

初年度は、幼稚園・保育園・小学校・中学校に通う家庭における読書活動の現状を把握するために、それらに関わる家庭(子どもと保護者)を対象にアンケート調査を実施した。アンケート内容は、8項目と自由記述からなり、回収率は、全体で、75.1%であった。集計及び分析は、3つのグループ(小学校、中学校、幼稚園・保育園)に分かれて行った。その結果は、グラフ化するとともに分析結果の概要を文章化し、その概要を対象の家庭に配布したり、町の広報に掲載したりした。

2年目は、アンケート結果を検討し、6つの課題を設定し、その課題に関する解決策を探るための話し合いを深めた。

3年目の今年度は、前年度話し合った6つの課題を整理し、さらに出てきた5つの課題について検討し、解決策を探った。来年度は、3年間行った研究成果の定着度を探るためのアンケート調査を実施し、足柄上郡社会教育委員連絡協議会において、このテーマに関する発表を行うことになっている。

このテーマに関して、次の活動も行った。

- 「家読(うちどく)の日(毎月第一日曜日)」の普及を図るために、全家庭にチラシを配布するとともに、自治会掲示板用ポスターを作成した。
- 松田町の幼稚園、保育園、小学校、中学校を代表5名が訪問し、読書活動推進のお願いをした。(中学校は、会議に参加している校長との話し合いで)
- 町文化祭に参加し(コーナーを設け)、読書活動推進のための啓発活動を行った。
- 町の図書館の充実を図るための人員増や予算増の要望、会議内容の趣旨の理解等について、教育長と代表者との面談を設定し、実施した。
- 「家読(うちどく)の日」普及のための行事・イベントの設定(青空読書会など)について検討し、実践を図るようにした。

#### 2) テーマ以外の活動

社会教育委員会議では、テーマに基づいた活動以外に次のような活動を行った。

- 町文化祭に関する検討及び社会教育委員として参加(町民への普及活動)
- 放課後子ども教室の企画・検討及び参加・支援
- 町民大学・人権教育研修会・青少年問題協議会等への参加(代表及び希望者)
- 松田町生涯学習センター条例の検討(利用料金、使用方法等)
- 第三次松田町子ども読書推進計画(案)の検討
- 足柄上郡社会教育委員連絡協議会(足柄上郡5町で構成)への参加及び協力

## 町の現状をよく知る社会教育委員として

真鶴町社会教育委員会議 議長 奥津 秀隆

当町社会教育委員は教育委員会主催の事業の現場に赴き、事業の改善を図るための提言を行う等、「現場主義」「実践主義」を心がけて活動しています。従前から活動の基本としている事業に参加した感想や改善点を事業評価報告書として提出することに加え、社会教育施設間の連携を密にすることや学校教育と社会教育の協働を進めることで、より効果的で魅力的な事業とすることに重点を置き、活動を展開しています。その活動の一部を紹介します。

教育委員会では、子どもたちの学校生活や学習活動をより豊かに幅広いものにしていくために、地域ボランティアを学校に派遣するスクールサポーター事業を実施しています。スクールサポーター事業は、学校の求めに応じて地域ボランティアや保護者、社会教育関係団体の皆様にご協力いただき、学校の授業等で様々な指導を行っていただいている事業です。令和3年度も、多くの方々にゲストティーチャーや授業アシスタントとしてご協力いただきました。私たち社会教育委員も、場合によっては授業アシスタントとして学校にお手伝いに行かせていただく場面があります。

例年、12月と1月に実施している小学校の書写の授業では、公民館で活動している文化団体連盟書道部の方々にご協力いただき、小学校において書初めの指導を行っていただいております。子どもたちからの「どうしたら上手く書けるの?」といった質問に優しく答え、指導に熱が入る書道部の皆様の姿が印象的で、終了後には「子どもたちに教えるのは新鮮で楽しかった」「地域のお役に立てて嬉しかった」等の感想を聞くことができ、指導で顔見知りになった子どもとあいさつを交わすようになったとの報告もいただいております。

このようにスクールサポーター事業については、学校側にとっては授業の多角的な運営に役立ち、地域側にとっては地域資源の活用場となっており、双方にとってメリットのある貴重な事業となっています。今後も、地域の教育力を活かしてスクールサポーター事業をより一層充実させるためにアンテナを高く張り、ときには地域の人材を発掘する役割を、ときには地域と学校をつなぐコーディネーター的な役割を、ときには自ら学校に出向いてお手伝いをさせていただき役割を果たしていきたいと考えています。

ライフスタイルの変化、人間関係の希薄化など社会情勢が変化する中で、社会教育という言葉が消えつつある中だからこそ社会教育委員の活動は重要になってきているのではないのでしょうか。冒頭にも述べたとおり、私たちが活動の基本としている事業の現場に出向いて実際に見聞きする「現場主義」「実践主義」は、歴代の社会教育委員の方々から引き継いできた良い伝統であると考えています。

真鶴町は1日あれば回り切れてしまうコンパクトなサイズの町であることや私たちが日頃から養ってきた機動力を活かして、これからも良き伝統を守り「町の現状をよく知る社会教育委員」として数多くの現場に関わり、人と人、人と地域、地域と地域をつなぐ役割を果たしていく決意です。

## V 第63回全国社会教育研究大会石川大会に参加して

神奈川県社会教育委員連絡協議会 会長 小池 茂子

令和3（2021）年10月28日、石川県小松市こまつ芸術劇場うららを会場として開催された、第63回全国社会教育研究大会石川大会にオンラインを通じて参加をいたしました。会場への直接参加は、石川県内在住者のみと限定され、その他の会員はオンライン配信の視聴という形での研究大会でありましたが、コロナ禍の中にあっても社会教育委員の全国的な研修・交流の場としての社会教育研究全国大会は開催するのだという、主催者の熱い思いが十分に伝わってくる研究大会でした。

記念講演会では、（株）ヤマト醤油味噌代表取締役の山本氏が「御御御付と腸を考える」という地元の産業界から講演者を招きその分野での新たな挑戦をお伺いできたことは全国大会ならではの地域色豊かな文化的刺激を受けることができました。

今回の研究大会で心に残ったことは、自分たちが生まれ育ち、生活している場所を子どもから高齢者までが誇りに思える「まち」にすることを目指して、生涯学習や社会教育行政が展開されているという点でした。今回の研究大会では、地域に生まれた子どもたちが、地域に残る町をつくるために、公共の教育・文化的施設を拠点に行政職員と地域住民、社会教育委員が協働して展開されている「人びとが豊かに暮らすまちづくりを目指す新たな学び」の事例が報告されました。

また、ある分科会では、一人の社会教育委員が社会教育委員に求められる機能として「コーディネート役としての姿勢」が大切であるとし、社会教育委員のあるべき姿として「『智』に対する飽くなき自求的学び、『仁』の心で互いに支え合い、ともに成長。「勇」の心で何事にも積極的に挑戦」など、ご自分に課している社会教育委員としての志を語られ、新鮮な刺激を受けることができました。この他にも、小学生たちが自分の生まれ育った地域の自然、環境について紹介し、それを守るために研究した結果を誇らしげに発表する姿からも、子どもたちが地域の中で大切に育てられ、そのことを通じて自分の生まれ育った郷土に誇りをもっていることがこちらに伝わってきました。

今回、地方都市で開催された研究大会に参加させていただくことを通じて、「人間の豊かな生活とは何か」ということについて改めて考えさせられました。また、生涯学習や社会教育を通じた「人々が豊かに暮らすまちづくり」には、やはりそこで活躍する「核となる人」がいるということを知られ、自分は社会教育委員としてどのような役割を担っていいのか、また担っていくべきなのかを考えるよき機会とさせていただきました。感謝をもってここにご報告とさせていただきます。

令和3年度全国社会教育委員連合表彰を小田原市社会教育委員 木村 秀昭 様が受賞されました。

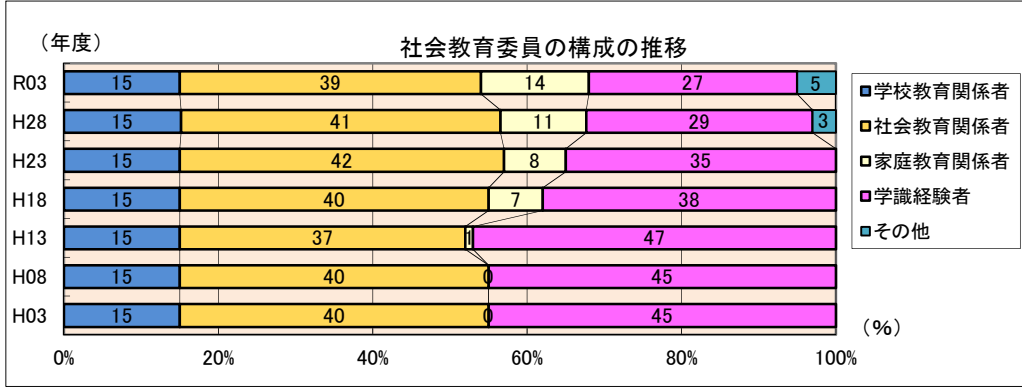
# VI 統計に見る神奈川の社会教育

## 1 社会教育委員について (グラフ内の数値については、小数第1位で四捨五入)

### (1) 社会教育委員の構成の推移

(単位 %)

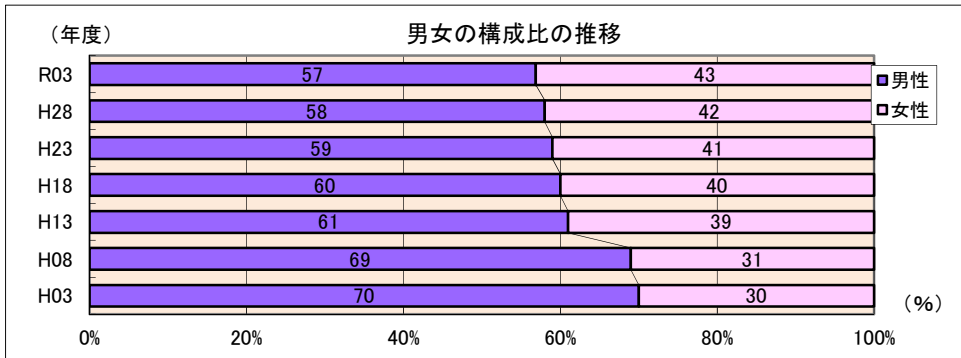
年 度	学校教育関係者	社会教育関係者	家庭教育関係者	学識経験者	その他
令和3年度	15.49	39.11	13.65	27.03	4.72



### (2) 男女の構成比の推移

(単位 %)

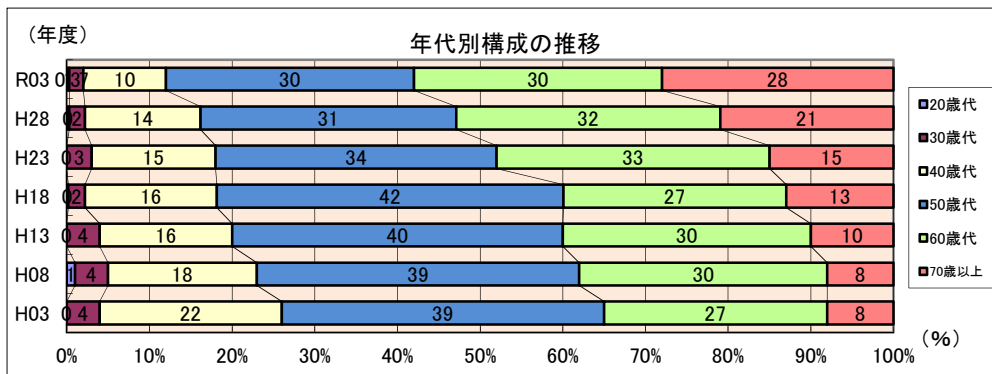
年 度	男性	女性
令和3年度	56.69	43.31



### (3) 社会教育委員の年代別構成の推移

(単位 %)

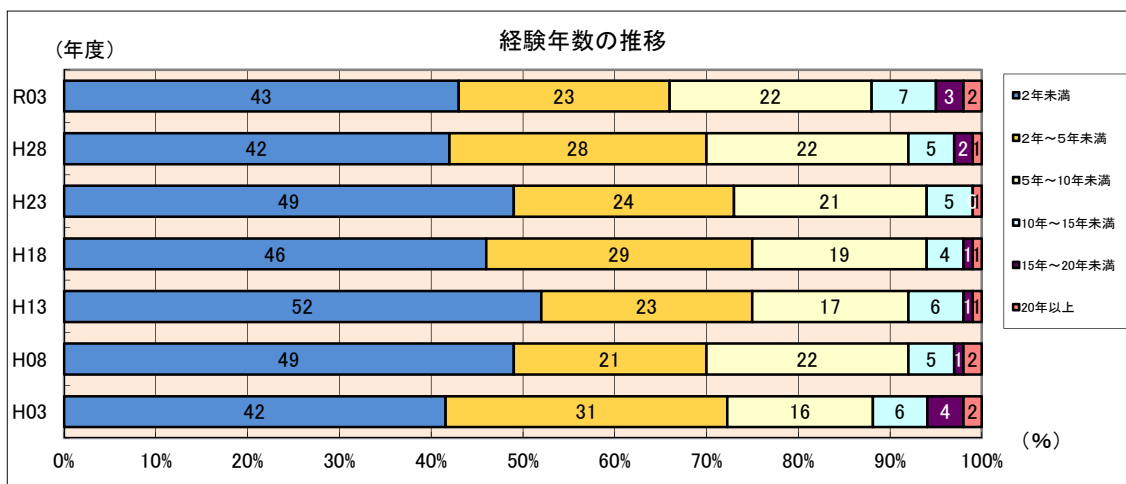
年 度	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代
令和3年度	0.27	1.62	10.24	29.65	29.92	28.3



(4) 社会教育委員の経験年数の推移

(単位 %)

年 度	2年未満	2年～5年未満	5年～10年未満	10年～15年未満	15年～20年未満	20年以上
令和3年度	43.04	22.57	22.31	7.35	2.89	1.84



(5) 社会教育委員の公民館運営審議会委員との兼務状況 (自治体数)

	全員兼務	一部兼務	兼務無し	公民館運営審議会無 (公民館未設置を含む)
令和2年度	2	6	1	24





イ 委員の任期及び経験年数別人数

行政	番号	自治体名	委員の任期					委員の経験年数																	
			任期年	再任可否	制限の有無	任期年数	年齢	現委員の任期	委員数			2年未満		2年以上5年未満		5年以上10年未満		10年以上15年未満		15年以上20年未満		20年以上			
									総数	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女				
	1	神奈川県				年	歳	H 年 月 日	0																
県・4市	2	横浜市	2	可	有	4	年	歳	R 5 年 9 月 14 日	10	6	4	5	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	川崎市	2	可	有	10	年	歳	R 4 年 4 月 30 日	20	14	6	9	2	3	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0
	4	相模原市	2	可	有	10	年	歳	R 6 年 1 月 10 日	14	9	5	6	0	1	3	1	2	1	0	0	0	0	0	0
	5	横須賀市	2	可	無		年	歳	R 4 年 3 月 31 日	15	10	5	5	1	1	2	1	2	1	0	0	0	0	2	0
	6	鎌倉市	2	可	無		年	歳	R 4 年 10 月 31 日	10	4	6	2	3	0	0	1	2	0	0	0	0	1	1	0
湘南三浦	7	藤沢市	2	可	有		年	歳	R 4 年 6 月 30 日	15	7	8	3	3	2	4	2	1	0	0	0	0	0	0	0
	8	茅ヶ崎市	2	可	有	6	年	歳	R 4 年 6 月 30 日	10	2	8	2	5	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0
	9	逗子市	2	可	無		年	歳	R 5 年 11 月 30 日	10	4	6	2	2	0	2	1	2	1	0	0	0	0	0	0
	10	三浦市	2	可	無		年	歳	R 4 年 3 月 31 日	6	3	3	2	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	0	0
	11	葉山町	2	可	有	12	年	75歳	R 5 年 3 月 31 日	10	4	6	3	2	0	1	1	1	0	0	0	2	0	0	0
	12	寒川町	2	可	無		年	歳	R 4 年 3 月 31 日	10	5	5	4	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県央	13	厚木市	2	可	有	6	年	歳	R 5 年 5 月 31 日	15	11	4	4	3	5	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0
	14	大和市	2	可	無		年	歳	R 5 年 5 月 31 日	11	6	5	3	1	1	2	1	2	1	0	0	0	0	0	0
	15	海老名市	1	可	無		年	歳	R 4 年 5 月 31 日	10	6	4	5	3	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
	16	座間市	2	可	無		年	歳	R 4 年 4 月 30 日	9	6	3	0	1	1	0	3	2	1	0	1	0	0	0	0
	17	綾瀬市	2	可	無		年	歳	R 5 年 6 月 30 日	10	7	3	3	1	1	1	0	0	2	0	0	1	1	0	0
	18	愛川町	2	可	無		年	歳	R 5 年 4 月 30 日	12	8	4	2	2	2	1	2	0	1	1	1	0	0	0	0
	19	清川村	2	可	無		年	歳	R 4 年 3 月 31 日	7	3	4	1	1	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0
中	20	平塚市	2	可	有	6	年	75歳	R 4 年 5 月 31 日	10	7	3	4	1	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	21	秦野市	2	可	無		年	歳	R 5 年 5 月 31 日	13	7	6	5	3	0	2	1	0	0	1	0	0	1	0	
	22	伊勢原市	2	可	無		年	歳	R 5 年 4 月 30 日	12	6	6	2	2	1	2	2	2	1	0	0	0	0	0	
	23	大磯町	2	可	無		年	歳	R 4 年 9 月 30 日	11	6	5	4	2	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	
	24	二宮町	2	可	無		年	歳	R 4 年 3 月 31 日	8	5	3	2	1	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0	
県西	25	南足柄市	2	可	無		年	歳	R 5 年 11 月 30 日	8	3	5	2	2	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	26	中井町	2	可	無		年	歳	R 4 年 3 月 31 日	15	9	6	4	1	1	0	1	4	2	1	0	0	1	0	
	27	大井町	2	可	無		年	歳	R 4 年 3 月 31 日	16	7	9	5	2	1	0	0	5	0	2	1	0	0	0	
	28	松田町	2	可	無		年	歳	R 4 年 3 月 31 日	15	7	8	2	4	4	1	1	3	0	0	0	0	0	0	
	29	山北町	2	可	無		年	歳	R 5 年 3 月 31 日	13	8	5	1	2	6	3	0	0	1	0	0	0	0	0	
	30	開成町	2	可	無		年	歳	R 4 年 3 月 31 日	11	7	4	2	2	1	1	3	0	1	1	0	0	0	0	
	31	小田原市	2	可	無		年	歳	R 4 年 7 月 31 日	12	9	3	4	1	2	0	3	2	0	0	0	0	0	0	
	32	箱根町	2	可	無		年	歳	R 4 年 3 月 31 日	11	6	5	2	0	1	2	1	1	1	0	0	2	1	0	
	33	真鶴町	2	可	無		年	歳	R 4 年 3 月 31 日	9	4	5	0	0	2	0	1	4	0	1	1	0	0	0	
	34	湯河原町	2	可	無		年	歳	R 4 年 3 月 31 日	13	10	3	2	1	3	1	3	1	2	0	0	0	0	0	
小計									381	216	165	102	62	48	38	38	47	16	12	5	6	7	0		
合計									381	381		164	86	85	28	11	7								

**ウ 社会教育・家庭教育関係者の団体・グループ・サークルなどへの所属**

番号	団体	社会教育関係者	家庭教育関係者	合計
1	P T A関係団体	15	23	38
2	文化関係団体	20	0	20
3	体育・スポーツ・レクリエーション関係団体	25	0	25
4	子ども会育成関係団体	12	0	12
5	女性関係団体	9	2	11
6	子育て支援グループ・ネットワーク、おやじの会等	1	3	4
7	青少年指導員	12	1	13
8	母親クラブ連絡協議会 等	0	3	3
9	公民館活動連絡協議会 等	8	0	8
10	青少年育成関係団体	9	0	9
11	お話し会・読み聞かせ	0	4	4
12	議会・区町内自治会長連絡協議会 等	6	0	6
13	ボーイ・ガールスカウト	3	0	3
14	民生委員・児童委員協議会	2	2	4
15	公民館登録団体 等	3	0	3
16	地域教育力育成団体等	7	0	7
17	人形芝居・子ども劇場等	0	0	0
18	ボランティア団体等	2	0	2
19	幼稚園協会	2	0	2
20	図書館協議会	2	0	2
21	その他	11	14	25

**エ 学識経験者の主たる推挙理由**

	主たる推挙理由	人数	%
a	各種団体に所属し、その活動が顕著である。	15	14.56
b	学校教育に関する造詣が深い	20	19.42
c	教育行政に対する造詣が深い	37	35.92
d	特定の学問・芸術・伝統工芸等について造詣が深い	10	9.71
e	ボランティア活動等について顕著な実績がある	7	6.80
f	その他（国際協力・地域活動を専門としている、自治会推薦）	14	13.59

**オ 公民館運営審議会委員との兼務状況**

公民館運営審議会設置の有無	委員を兼務している自治体		審議会委員を兼務していない自治体
	自治体数	兼務人数	
有 : 9 無 : 24	自治体数 : 8 (内訳) 全員兼務 2 一部兼務 6	35 人 委員全体の 9.2 %	25 (公民館運営審議会未設置の自治体を含む)

カ 社会教育委員として他の機関に参画している状況

自治体名	名 称	人数	回数	主 な 活 動 内 容
川崎市	市民館大ホール優先申請利用調整会議	1	4	市民館大ホール優先申請事業についての審議
	平和教育映像教材等連絡調整会議	1	1	映像教材等購入の意見聴取
相模原市	あじさい大学運営委員会	1	2	高齢者の余暇の活用と仲間づくりを図り、グループ・団体活動の推進に努めるとともに、教養と文化の向上を促し、活力ある社会の発展に寄与することを目的とする「あじさい大学」の運営について協議する。
	市立図書館協議会	1	3	図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき館長に対して意見を述べる。
横須賀市	横須賀市教育振興基本計画策定検討委員会	1	5	教育振興基本計画の策定
鎌倉市	青少年問題連絡協議会	1	3	審議会
藤沢市	藤沢市生涯学習活動推進室運営委員会	1	3	生涯学習活動推進室の運営についての審議
	藤沢市図書館協議会	1	4	図書館運営や図書館奉仕についての審議
	藤沢市民ギャラリー運営協議会	1	2	ギャラリーの運営および管理についての審議
	藤沢市スポーツ推進審議会	1	5	スポーツ振興に関する重要事項の調査・審議・建議
	(財)藤沢市みらい創造財団青少年育成委員会	1	4	青少年健全育成のための事業推進及び効率的な執行体制の構築についての検討
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市青少年問題協議会	1	1	青少年問題に係る審議や情報交換を行う。
	茅ヶ崎市いじめ問題対策連絡協議会	1	0	いじめ問題の現状及び防止対策
	茅ヶ崎市文化生涯学習プラン推進委員会	1	1	文化生涯学習プランの策定及び変更
逗子市	生涯学習推進懇話会	1	1	生涯学習推進計画の進行状況及び生涯学習関連事業の実施状況や結果について話し合う。並びに当該計画の策定または改定に関して意見交換を行う。
	共育のまち推進懇話会	1	1	逗子市総合計画基本構想に示される5つの柱の1つである、共に学び、共に育つ共育のまちの実現のため、広く市民、関係者等の意見を聴取している。
	まちづくりネットワーク会議	1	0	市民委員や住民自治協議会のメンバーが、横のつながりを意識し、広く情報共有、意見交換等を行うことを目的にしている。
三浦市	三浦市青少年問題協議会	1	2	幹事会（中止）、協議会（書面）
寒川町	寒川町生涯学習推進会議	1	2	生涯学習プラン「寒川 学びプラン」進行管理
	寒川町青少年問題協議会	1	2	青少年の指導等に関する事項の調査審議等
	寒川町公共施設再編計画進行管理委員会	1	2	寒川町公共施設再編計画の進行管理
	指定管理者制度外部モニター	2	2	指定管理施設（公民館・図書館）のモニタリング調査
厚木市	厚木市図書館協議会	1	4	図書館運営について意見を述べる。
	厚木市点検評価委員	1	4	教育委員会各事業について意見を述べる。
	厚木市生涯学習推進会議	1	3	厚木市生涯学習推進計画実施計画事業の点検

自治体名	名 称	人数	回数	主 な 活 動 内 容
大和市	大和市青少年問題協議会	1	2	青少年問題の総合的施策について意見を述べる。
	大和市子ども読書活動推進会議	1	4	子ども読書環境の整備について意見を述べる。
	大和市生涯学習振興基金審査会	2	1	文化芸術および生涯学習の振興、普及を図る事業について審査を行う。
	大和市文化創造拠点等運営審議会	1	3	文化創造拠点等の指定管理者や管理について意見を述べる。
海老名市	学校・地域ネットワークづくり運営委員会	1	3	地域力を生かしたえびなっ子スクールの運営に関する事
座間市	青少年問題協議会	1	1	会議への出席
	図書館協議会	1	3	会議への出席
綾瀬市	青少年問題協議会	1	2	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的政策の樹立について、必要な重要事項の調査審議等を行う。
愛川町	生涯学習推進プラン推進委員会	1	2	計画の進行管理
	男女共同参画基本計画推進委員会	1	2	計画の進行管理
	県外交流実行委員会	1	2	事業実施要項・予算等の審議、決定
秦野市	図書館協議会	2	3	図書館の管理運営について協議
	ほうらい会館運営委員会	1	1	ほうらい会館の管理運営について協議
	社会を明るくする運動推進委員	1	1	法務省提唱「社会を明るくする運動」の本市運動についての協議と実際活動
	市民の日運営委員	1	3	「市民の日」の運営について
	親子川柳大会実行委員会	2	3	家庭教育関係事業「親子川柳大会」の運営について協議
	教育行政点検・評価委員会	2	2	教育施策等が効果的に執行されているか点検・評価
伊勢原市	伊勢原市図書館協議会	1	1	図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、図書館の奉仕について意見を述べる。
大磯町	郷土資料館運営協議会	1	3	郷土資料館運営事業の進捗状況について
二宮町	図書館協議会	1	3	図書館事業に関する意見聴取
	学校運営協議会	5	3	学校運営に関する事
南足柄市	南足柄防犯協会	1	1	防犯活動への意見・助言
	図書館協議会	1	2	図書館活動の推進に関する協議
	スポーツ推進審議会	1	1	スポーツ施策に関する審議
	教育委員会事務の点検・評価会議	1	2	点検・評価の客観性を確保するための意見・助言
中井町	生涯学習推進協議会	1	1	生涯学習推進に関する支援
	青少年問題協議会	2	1	青少年の健全育成に関する協議
	青少年育成のつどい実行委員会	1	1	青少年育成のつどい企画・立案
	戸沢村・中井町青少年ふれあい交流事業実行委員会	1	中止	山形県戸沢村との青少年交流事業への支援
大井町	生涯学習推進委員会	2	2	町の生涯学習推進計画に係る事業把握と検討
	青少年問題協議会	1	1	青少年問題に関する事
	町社会福祉協議会理事	1	4	事業計画、予算執行、規約審議等に関する事
松田町	松田町青少年問題協議会	1	1	青少年の指導育成・保護に関する調査等
山北町	山北町人権・同和啓発推進協議会	1	1	人権同和啓発活動の推進
	山北町生涯学習推進協議会	2	1	町民全体の生涯学習の推進、事業方策の検討
	山北町青少年問題協議会	1	1	青少年の指導育成、保護、矯正等の協議
	山北町社会福祉協議会評議員会	1	3	社会福祉協議会の事業についての協議検討
	子ども子育て会議	1	3	就学前の子どもの育成に関する課題の検討

自治体名	名 称	人数	回数	主 な 活 動 内 容
小田原市	明るい選挙推進協議会	1	4	選挙推進啓発事業への参加等
箱根町	箱根町青少年問題協議会	1	1	会議出席
真鶴町	青少年育成連絡会	1	2	青少年を取り巻く諸問題の情報交換
	青少年問題協議会	1	2	青少年を取り巻く諸問題の解決方法の検討
湯河原町	福祉会館運営協議会	1	1	福祉会館の運営・管理について協議する。
	民生委員推薦会	1	1	民生委員、児童委員として適切な者の推薦
	青少年問題協議会	1	0	青少年の指導、育成、保護について関係機関と調整を図る。
	スポーツ推進審議会	2	0	スポーツの推進に関する重要事項について、必要に応じて調査審議する。
	男女共同参画懇話会	1	0	男女共同参画社会実現に向けた施策の協議
	町立図書館協議会	1	1	事業内容の審議及び視察研修
	地域会館活用事業	1	3	地域の住民が主体となって教室や講座を企画運営
	事 業 等	87 人	150 回	

## 2 社会教育委員の活動について

### (1) 活動のテーマについて

自治体名	テーマ設定の有無		テーマ名又は内容
	有	無	
横浜市	○		「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」に基づく本市取組の方向性について
川崎市	○		（協議中）
相模原市	○		仮主題「公民館を核とした地域づくりの新たな展開」
横須賀市	○		令和3年度神奈川県社会教育委員連絡協議会地区研究会発表内容についての検討
鎌倉市		○	
藤沢市	○		「生涯学習ふじさわプラン2021」の進捗管理 「生涯学習ふじさわプラン2026」の策定に向けた提言
茅ヶ崎市	○		新しい生活様式における社会教育の可能性と未来について
逗子市	○		社会教育委員会議による社会教育講座企画について
三浦市		○	
葉山町		○	
寒川町		○	
厚木市	○		厚木市における地域学校協働活動について及び令和3年度厚木市地域ぐるみ家庭教育支援フォーラムの開催について
大和市	○		家庭教育支援
海老名市		○	
座間市	○		コロナ禍の子どもの居場所について
綾瀬市		○	
愛川町	○		愛川町を愛する～ふるさと愛川の豊かさと愛着を感じる社会教育の振興をめざして～
清川村	○		生涯学習グループの活性化対策、CSと地域学校協働活動との一体的推進体制の整備、男女共同参画基本計画進捗管理方法について
平塚市	○		コロナ禍における社会教育のあり方
秦野市		○	
伊勢原市		○	
大磯町		○	
二宮町	○		地域学校協働活動の推進
南足柄市	○		「子どもの地域活動について」の研究
中井町	○		学校と地域の連携について
大井町	○		「家族で親しめる図書館づくり」、「地域と学校のニーズに合わせた地域学校協働活動の推進」
松田町	○		家庭における読書活動の推進について
山北町	○		子どもたちを育成するための、よりよい地域社会の構築 ー共生と共育の町を目指してー
開成町	○		読書活動の推進について
小田原市	○		地区公民館について
箱根町	○		「学校と社会教育」、「地域と社会教育」について
真鶴町	○		コロナ禍における生涯学習・社会教育事業のあり方 ～人と人、人と地域、地域と地域がつながるには～
湯河原町		○	
合計	23	10	

(2)会議の開催等について

行政	番号	自治体名	定例会			臨時会		小委員会	
			回数	招集権者	出席率(%)	回数	招集権者	回数	招集権者
県・4市	1	神奈川県	平成22年4月1日をもって廃止						
	2	横浜市	1	議長	90.0				
	3	川崎市	9	議長	79.2	2	議長	46	部会長
	4	相模原市	4	議長	96.4				
	5	横須賀市	3	議長	75.6			3	有志参加
湘南三浦	6	鎌倉市	3	教育委員会	83.0				
	7	藤沢市	7	議長	85.0				
	8	茅ヶ崎市	1	教育長	100.0	0	教育長	4	議長
	9	逗子市	4	議長	93.0				
	10	三浦市	2	議長	92.0				
	11	葉山町	2	教育委員会	85.0				
	12	寒川町	2	議長	100.0			6	部会長
県央	13	厚木市	4	議長	90.0			3	議長
	14	大和市	4	議長	90.9				
	15	海老名市	1	議長	100.0	4	議長		
	16	座間市	6	議長	94.0				
	17	綾瀬市	3	議長	90.0				
	18	愛川町	3	議長	96.0				
	19	清川村	4	議長	85.7				
中	20	平塚市	4	議長	100.0				
	21	秦野市	3	議長	94.8				
	22	伊勢原市	2	議長	92.0				
	23	大磯町	3	議長	100.0				
	24	二宮町	4	委員長	98.0				
県西	25	南足柄市	4	委員長	100.0				
	26	中井町	6	議長	91.0			7	議長
	27	大井町	5	教育長・議長	92.0				
	28	松田町	5	議長	93.0				
	29	山北町	6	議長	86.0				
	30	開成町	5	議長	96.0				
	31	小田原市	4	議長	93.0				
	32	箱根町	4	教育長	88.6	0	教育長		
	33	真鶴町	4	議長	100.0				
	34	湯河原町	0		0.0				
合計			122			6		69	

- ・定例会平均開催回数 3.70 回
- ・定例会平均出席率 92.2 %  
(会議開催がなかった1町を除いた32市町村で計算)

### (3) 諮問・答申及び建議について

#### ア 諮問及び答申の件数

	諮 問	答 申	継続審議中のもの
文書によるもの	6	4	2
口頭によるもの	16	14	2

(注) ・ 諮問件数には、社会教育委員の定例会等で報告のあった社会教育関係団体に対する補助金交付についても含む。  
 ・ 継続審議中とは、前年度の諮問に対し引き続き審議しているものをいう。

#### イ 諮問及び答申について

##### 補助金に関するもの

自治体名	標 題 等	諮問年月日	答申年月日
川崎市	社会教育団体に対する補助金支出について	R4. 3	R4. 3
相模原市	令和4年度相模原市社会教育関係団体への補助金の交付について	R4. 1. 26	R4. 2. 14
横須賀市	社会教育関係団体への補助金の支出について	R3. 7. 9	R3. 7. 9
葉山町	令和4年度補助金について	R3. 10. 6	R3. 10. 6
寒川町	令和3年度社会教育関係団体補助金等交付について	R3. 4. 27	R3. 4. 27
厚木市	令和4年度社会教育団体に対する補助金について	R4. 1. 26	R4. 1. 26
大和市	令和3年度社会教育関係団体への補助金について	R3. 4. 26	R3. 4. 26
海老名市	令和4年度社会教育団体への補助金について	R4. 3. 2	R4. 3. 2
座間市	社会教育関係団体補助金交付について	R4. 3	R4. 3
綾瀬市	令和4年度社会教育関係団体への補助金交付について	R4. 2. 21	R4. 2. 21
愛川町	社会教育事業について	R4. 2	R4. 2
清川村	社会教育関係団体等への補助金及び交付金の交付について	R3. 5. 20	R3. 5. 20
平塚市	社会教育関係団体等への補助金の交付について	R3. 6. 1	R3. 6. 1
伊勢原市	令和4年度社会教育関係団体への補助金について	R4. 3	R4. 3
二宮町	社会教育関係団体補助金について	R3. 11. 10	R3. 11. 10
中井町	令和3年度社会教育関係団体への補助金交付について	R3. 5. 10	R3. 5. 10
小田原市	令和4年度社会教育関係団体への補助金について	R4. 2. 3	R4. 2. 3

##### 補助金に関するもの以外

自治体名	標 題 等	諮問年月日	答申年月日
茅ヶ崎市	新しい生活様式における社会教育の可能性と未来について	R2. 9. 23	審議中
大和市	こども読書よむ読むプランについて	R4. 2. 17	R4. 2. 17
綾瀬市	生涯学習課所管の附属機関の再編について	R3. 8. 11	R3. 11. 2
伊勢原市	伊勢原市生涯学習推進指針の改定について	R3. 11. 30	R5. 3
二宮町	生涯学習事業について	R3. 7. 8	R3. 7. 8

#### ウ 社会教育法第13条により補助金交付についての諮問について

形 態	・ 定例会等で諮問、意見聴取、協議	10
	・ 報告によって諮問にかえる等	9
	・ 文書による諮問	1

#### エ 建議件数(意見具申を含む)

文書によるもの	口頭によるもの	継続審議中のもの
0	1	4



**オ 建議について(意見具申も含む)**

自治体名	年月日	標 題	内 容	建議に至るまでの経緯
南足柄市		子どもの地域活動について	今後の子どもの地域活動の推進について調査・研究を行う	子ども会の減少など子どもの地域活動が減少している状況を踏まえ、子どもが地域の中で活動できる環境づくりを支援することとした
松田町	R3. 9. 9	読書活動推進	松田町子ども読書推進計画(第三次)に向けて	前計画が4年度で終了するため、5年度から新しくスタートができるように準備をする
開成町		読書活動の推進について	読書活動の動機付けや新しい読書の形との併用について	令和元年度の建議の経過確認とそれに関連した調査研究であれば、コロナ禍であっても進められるのではないかと協議の結果。
小田原市		地区公民館について	地区公民館の役割について調査研究	前々期社会教育会議の答申を受け

(注) 「年月日」欄の空欄は、継続審議中のものを表す。

**(4) (3)の諮問及び建議に伴う調査研究活動について**

調査名		年月日	主 な 内 容
南足柄市	子どもの地域活動について	R4. 1	保護者、自治会長対象の子どもの地域活動について実態・意識調査
松田町	読書活動推進	R3. 11. 18	松田町子ども読書推進計画(第二次)の見直し
開成町	電子図書館の利用について	R3. 12. 16	山北町生涯学習センター図書室の電子図書館を視察

**(5)教育委員会への意見具申等について**

**ア 社会教育法第17条第2項により、教育委員会へ出席して意見を述べる機会をもった自治体**

自治体名	件 名	年 月 日	出席者	主 な 内 容	
伊勢原市	社会教育員による点検評価	R3. 4. 27	○	代表	平成30年度に実施した社会教育関係事業の事業施策における推進状況について
				全員	
			2	人	

**イ 上記以外で教育委員会と定期又は不定期に意見交換を行った自治体**

自治体名	定期・不定期	年月日	主 な 内 容
平塚市	定期	R4. 2. 17	社会教育委員会議の協議経過報告(教育委員会と社会教育委員とで年1回実施)

(6)社会教育法第17条第3項により、教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項についての助言と指導を行なった自治体

該当なし

(7)社会教育委員の会議の内部組織について

ア 小委員会等の組織状況

自治体名	〈有の場合〉名称	構成人数	開催回数	主な仕事の内容
川崎市	教育文化会館専門部会	8	4	館の運営及び館における各種の事業の企画実施について調査審議すること
	幸市民館専門部会	8	4	館の運営及び館における各種の事業の企画実施について調査審議すること
	中原市民館専門部会	8	4	館の運営及び館における各種の事業の企画実施について調査審議すること
	高津市民館専門部会	8	4	館の運営及び館における各種の事業の企画実施について調査審議すること
	多摩市民館専門部会	8	4	館の運営及び館における各種の事業の企画実施について調査審議すること
	宮前市民館専門部会	8	4	館の運営及び館における各種の事業の企画実施について調査審議すること
	麻生市民館専門部会	8	4	館の運営及び館における各種の事業の企画実施について調査審議すること
	図書館専門部会	10	4	館の運営及び図書館奉仕について意見を述べること
	日本民家園専門部会	10	4	館の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと
	青少年科学館専門部会	10	4	館の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと
	有馬・野川生涯学習支援施設専門部会	8	3	施設の運営について調査審議すること
	青少年教育施設専門部会	10	3	青少年教育施設における各種の事業の企画実施について調査審議すること
横須賀市	小委員会	5	3	令和3年度神奈川県社会教育委員連絡協議会地区研究会(横須賀市会場)事例発表についての検討
茅ヶ崎市	起草委員会	4	4	答申案の作成
寒川町	公民館部会	5	3	公民館に関する事項について専門的に協議
	図書館部会	5	3	図書館に関する事項について専門的に協議
厚木市	地域学校協働活動及び令和3年度地域ぐるみ家庭教育支援フォーラム小委員会	6	3	厚木市における地域学校協働活動及び令和3年度厚木市地域ぐるみ家庭教育支援フォーラムの開催に伴う検討
中井町	里都まちブックピクニック分科会	8	7	社会教育委員主催の「里都まちブックピクニック(委員活動の地域への啓発と読書推進事業)」に関する企画・立案
	活動テーマ分科会	8	7	活動テーマに関する調査・研究
合計		145人	76回	

**(8) 諮問・答申・建議・意見具申以外の事項で、社会教育委員会議等に関わる活動や話題になった内容**

自治体名	内 容 等
藤沢市	令和3年度をもって「生涯学習ふじさわプラン2021」が計画期間を終了することから、生涯学習をとりまく社会状況を踏まえつつ、現行プランの検証・見直しを通じて、次期プランの基本構想（基本理念・基本目標）へ反映すべきことについて提言を行った。
逗子市	社会教育推進プランに基づく社会教育関連事業の検討、進行管理
	社会教育推進プランの改訂について
	社会教育委員が企画する講座について
厚木市	家庭教育に関するパンフレット「元気なあつぎっ子心がけ6ヶ条」を市内全小学校児童へ配布
	厚木市における地域学校協働活動について、及び令和3年度厚木市地域ぐるみ家庭教育支援フォーラムの開催について
大和市	子育て中の母親・父親等の保護者を対象に、家庭教育の大切さを知り、子育てに対して大人がどのように関わりを持ち、子どもたちをどのように育てていくかを考える講座を家庭教育支援事業として社会教育委員会議主催で実施（3年目） 日時：令和3年11月14日（土）13：00～16：00 場所：大和ゆとりの森 仲良しプラザ 多目的ルーム
海老名市	社会教育関連事業・社会教育計画についての意見交換
	海老名市立図書館についての意見交換
座間市	コロナ禍の子どもの居場所を研究テーマとし、小中学生とその保護者の一部にアンケート調査を実施。その調査結果と社会教育委員会議としての意見を取りまとめる予定。
清川村	社会教育委員としての地域学校協働活動への参画について
平塚市	コロナ禍での社会教育活動の状況について意見交換した。
大井町	子ども読書活動の推進に向けて社会教育委員としてできる取組について
	地域学校協働活動の推進について（人材発掘名簿の作成）
松田町	家庭における読書活動の推進についての意見交換
開成町	第四次開成町子ども読書計画推進計画案に対する意見を求められた。
真鶴町	コロナ禍における生涯学習・社会教育事業の実施形態の工夫（動画配信事業への移行）
	サークル活動・文化活動における後継者の育成

**(9) 社会教育委員会議の公開の有無について**

公開する自治体	公開しない自治体
30	3

**(10) 社会教育委員会議の議事内容の公開について**

公開する方法等	自治体の数
ア 議事録を自治体のホームページに公開している。	20
イ 議事録を所管課窓口や図書館等の行政機関で閲覧できる。	10
ウ 情報開示請求があれば対応している。	20
エ その他	0

（注）複数回答あり

### 3 社会教育委員の研修について

#### (1) 研修の実施状況について

##### ア 視察研修

自治体名	実施年月	研修場所	研修内容	参加者数
愛川町	R3. 12. 10	懐かしの学び舎（町内）	見学・ミニ講義	9
秦野市	R3. 11. 6	オンライン開催（YouTube） （サテライト会場として、秦野市役所の会議室も用意）	「第26回全国報徳サミット掛川市大会」に参加し、報徳思想を通じたまちづくりや人づくりを学ぶ。	5
中井町	R3. 11. 30	あつぎ郷土博物館・海老名市立中央図書館	足柄上郡社会教育委員連絡協議会視察研修会 （学校と地域の協働活動推進についての講義、施設見学）	2
大井町	R3. 11. 30	あつぎ郷土博物館・海老名市立中央図書館	足柄上郡社会教育委員連絡協議会視察研修会 （学校と地域の協働活動推進についての講義、施設見学）	2
松田町	R3. 11. 30	あつぎ郷土博物館・海老名市立中央図書館	足柄上郡社会教育委員連絡協議会視察研修会 （学校と地域の協働活動推進についての講義、施設見学）	2
山北町	R3. 11. 30	あつぎ郷土資料館、海老名市立中央図書館	足柄上郡社会教育委員連絡協議会視察研修会 （学校と地域の協働活動推進についての講義、施設見学）	2
開成町	R3. 11. 30	あつぎ郷土博物館、海老名市立中央図書館	足柄上郡社会教育委員連絡協議会視察研修会 （学校と地域の協働活動推進についての講義、施設見学）	2
合 計				24

イ 一般研修

(ア) 市町村・教育事務所・郡社教連等研修会参加者(社会教育委員のみ)

自治体名	実施年月日	研修場所	研修内容	参加者
茅ヶ崎市	R4. 11. 5	茅ヶ崎市役所	令和3年度審議会委員等研修	4
厚木市	R3. 7. 29	総合教育センター(藤沢市善行)	生涯学習指導者研修「学校と地域との協働推進コース②」	2
	R3. 8. 17	Zoom(オンライン開催)	生涯学習指導者研修「学校と地域との協働推進コース③」	1
	R3. 8. 26	Zoom(オンライン開催)	生涯学習指導者研修「学校と地域との協働推進コース④」	1
	R3. 10. 18~11. 12	書面開催及び動画配信	県央地区社会教育委員連絡会議 情報交換(書面)、講演(動画視聴)	4
	R3. 11. 30	海老名市 文化会館	県央教育事務所主催: 知ることからはじめる人権啓発研修講座	1
大和市	R3. 10. 18~11. 12	書面開催及び動画配信	県央地区社会教育委員連絡会議 情報交換(書面)、講演(動画視聴)	2
	R3. 11. 30	海老名市文化会館	県央教育事務所主催: 知ることからはじめる人権啓発研修講座	2
海老名市	R3. 10. 18~11. 12	書面開催及び動画配信	県央地区社会教育委員連絡会議 情報交換(書面)、講演(動画視聴)	2
座間市	R3. 10. 18~11. 12	書面開催及び動画配信	県央地区社会教育委員連絡会議 情報交換(書面)、講演(動画視聴)	3
	R3. 11. 30	海老名市文化会館	県央教育事務所主催: 知ることからはじめる人権啓発研修講座	2
綾瀬市	R3. 10. 18~11. 12	書面開催及び動画配信	県央地区社会教育委員連絡会議 情報交換(書面)、講演(動画視聴)	10
愛川町	R3. 10. 18~11. 12	書面開催及び動画配信	県央地区社会教育委員連絡会議 情報交換(書面)、講演(動画視聴)	3
	R3. 11. 30	海老名市文化会館	県央教育事務所主催: 知ることからはじめる人権啓発研修講座	1
清川村	R3. 10. 18~11. 12	書面開催及び動画配信	県央地区社会教育委員連絡会議 情報交換(書面)、講演(動画視聴)	5
南足柄市	R3. 7. 15	小田原合同庁舎	地区生涯学習研修会「社会総がかりで子どもを育てるために」	1
中井町	R3. 7. 15	小田原合同庁舎	地区生涯学習研修会「社会総がかりで子どもを育てるために」	3
	R4. 2. 14~3. 11	動画配信によるWeb開催	足柄上郡社会教育委員連絡協議会地区研修会	15
大井町	R3. 7. 15	小田原合同庁舎	地区生涯学習研修会「社会総がかりで子どもを育てるために」	2
	R3. 8. 6	大井町生涯学習センター(ZOOM)	読書活動実践コース「すべての子どもたちが本を楽しむために」	5
	R3. 8. 26	大井町生涯学習センター(ZOOM)	学校と地域との協働推進コース「学校と地域との連携・協働をめざして」	3
	R3. 10. 14	机上研修(オンデマンド)	人権教育研修講座「災害発生時の人権課題の解決に向けて」	2
	R3. 12. 2	足柄上合同庁舎	人権教育研修講座「外国籍県民の人権を考える」	1
	R4. 2. 14~3. 11	動画配信によるWeb開催	足柄上郡社会教育委員連絡協議会地区研修会	10
松田町	R3. 7. 15	小田原合同庁舎	地区生涯学習研修会「社会総がかりで子どもを育てるために」	2
	R3. 12. 4	松田町生涯学習センター	人権教育研修会	3
	R4. 2. 14~3. 11	動画配信によるWeb開催	足柄上郡社会教育委員連絡協議会地区研修会	15

自治体名	実施年月日	研 修 場 所	研 修 内 容	参加者
山北町	R3. 7. 15	小田原合同庁舎	地区生涯学習研修会「社会総がかりで子どもを育てるために」	4
	R4. 2. 14～3. 11	動画配信によるオンライン開催	足柄上郡社会教育委員連絡協議会地区研修会	13
開成町	R4. 2. 14～3. 11	動画配信によるオンライン開催	足柄上郡社会教育委員連絡協議会地区研修会	4
箱根町	R3. 7. 15	小田原合同庁舎	地区生涯学習研修会「社会総がかりで子どもを育てるために」	4
真鶴町	R3. 7. 15	小田原合同庁舎	地区生涯学習研修会「社会総がかりで子どもを育てるために」	2
合 計				132

## (イ) 地区研究会・研修会及び関プロ大会・全国大会等参加者(社会教育委員のみ)

行政	番号	自治体名	地区研究会		社教連研修会		計	全国大会 (石川県)	関プロ大会 (東京都)
			横須賀市 R4. 1. 20	秦野市 R4. 2. 14	県 R3. 10. 6～11. 26	石川県小松市 こまつ芸術劇場うらら (オンライン参加)		東京都府中市 府中の森芸術劇場 (YouTube配信)	
			書面開催	書面開催	動画配信	地域未来を創る社会 教育のさらなる挑戦 ～智仁勇が未来をクリ エイトする～		明日に向け 学びの 輪を広げよう!! ～地域の魅力 グ ローバル世界で再発 見～	
			社会教育・社会教育施 設のあり方 ～横須賀市を例と して～	秦野市の社会教育 ～各種団体の変遷と未 来へ繋いでいくべき もの～	社会教育委員の 新たな役割				
県 ・ 4 市	1	神奈川県							
	2	横浜市	-	-	0	0	0	0	
	3	川崎市	-	-	0	0	0	2	
	4	相模原市	-	-	1	1	1	0	
	5	横須賀市	-	-	3	3	0	0	
湘 南 三 浦	6	鎌倉市	-	-	4	4	0	0	
	7	藤沢市	-	-	2	2	0	0	
	8	茅ヶ崎市	-	-	7	7	0	0	
	9	逗子市	-	-	3	3	0	0	
	10	三浦市	-	-	2	2	0	0	
	11	葉山町	-	-	3	3	0	0	
	12	寒川町	-	-	3	3	0	0	
県 央	13	厚木市	-	-	3	3	0	0	
	14	大和市	-	-	2	2	0	0	
	15	海老名市	-	-	1	1	0	0	
	16	座間市	-	-	6	6	0	0	
	17	綾瀬市	-	-	10	10	0	0	
	18	愛川町	-	-	2	2	0	0	
	19	清川村	-	-	0	0	0	0	
中	20	平塚市	-	-	4	4	0	0	
	21	秦野市	-	-	0	0	0	0	
	22	伊勢原市	-	-	5	5	0	0	
	23	大磯町	-	-	4	4	0	0	
	24	二宮町	-	-	1	1	0	0	
足 柄 上	25	南足柄市	-	-	1	1	0	0	
	26	中井町	-	-	6	6	0	0	
	27	大井町	-	-	10	10	0	0	
	28	松田町	-	-	15	15	0	0	
	29	山北町	-	-	13	13	0	0	
	30	開成町	-	-	6	6	0	0	
足 柄 下	31	小田原市	-	-	4	4	0	0	
	32	箱根町	-	-	4	4	0	0	
	33	真鶴町	-	-	5	5	0	1	
	34	湯河原町	-	-	0	0	0	0	
合 計			0	0	130	130	1	3	
委員参加率			0.00%	0.00%	34.12%		0.26%	0.79%	

#### 4 社会教育委員の報酬・旅費及び活動費について

##### (1) 社会教育委員の報酬・旅費の支給状況の推移(市町村の数)

年 度	報酬の支給方法			支給格差		旅費の支給方法			
	日額	月額	年額	あり	なし	実・日支給	実費のみ	日当のみ	支給なし
平成26年度	31	0	2	8	25	6	27	0	0
平成27年度	31	0	2	9	24	6	27	0	0
平成28年度	31	0	2	9	24	6	27	0	0
平成29年度	30	1	2	10	23	4	28	1	0
平成30年度	31	0	2	9	22	6	26	0	1
令和元年度	31	0	2	9	24	7	24	0	2
令和2年度	31	0	2	9	24	7	25	0	1
令和3年度	31	0	2	9	24	7	24	0	1

##### (2) 予算総額に占める社会教育委員の報酬・旅費および活動費の割合の推移

(単位 %)

年 度	委員報酬	旅 費	食糧費	印刷製本費	借損料	負担金	謝金・ 報償費	消耗品費	委託料・ その他
平成26年度	83.04	6.29	0.16	0.67	0.18	4.36	0.44	1.34	3.52
平成27年度	83.04	7.08	0.18	1.14	0.20	3.06	0.64	1.17	3.49
平成28年度	83.33	6.65	0.16	0.98	0.09	2.42	0.57	1.30	4.50
平成29年度	85.62	7.02	0.11	1.12	0.10	1.71	0.65	0.99	2.68
平成30年度	85.24	6.29	0.17	0.74	0.25	1.69	0.70	1.01	2.68
令和元年度	85.78	7.43	0.12	1.10	0.15	1.58	0.69	1.24	1.91
令和2年度	85.91	8.05	0.14	0.50	0.09	1.58	0.70	1.07	1.95
令和3年度	85.89	7.07	0.15	0.49	0.07	1.65	1.07	1.54	2.07

##### (3) 報酬・旅費の支給状況

###### ア 報酬の支給状況

###### (ア) 支給の有無

区 分	定例会	臨時会	小委員会等
支給している区市町村	33	9	6
支給していない区市町村	0	6	7

・臨時会、小委員会等の支給状況は、「会議があれば支給する」「会議があっても支給しない」を含めた地区数を表示

###### (イ) 支給方法

日 額 支 給	月 額 支 給	年 額 支 給
31	0	2

・日額支給の市町村 93.9%

###### ○ 支給額に格差をつけているか(議長・副議長・委員)

区 分	日額の場合	月額の場合	年額の場合
格差をつけている区市町村	9	0	0
格差をつけていない区市町村	22	0	2

・格差をつけていない市町村 72.7%

###### ○ 支給額(支給額は委員の支給額 数字は区市町村の数)

支払方法	2,000円台	3,000円台	4,000円台	5,000円台	6,000円台	7,000円台	8,000円台	9,000円台	10,000円台
日額の場合	—	2	1	2	2	4	10	1	3
月額の場合	—	—	—	—	—	—	—	—	—
年額の場合	—	—	—	—	—	—	—	—	—

支払方法	11,000円台	12,000円台	13,000円台	14,000円台	15,000円台	16,000円台	17,000円台	18,000円台	19,000円台
日額の場合	2	2	1	1	—	—	—	—	—
月額の場合	—	—	—	—	—	—	—	—	—
年額の場合	—	—	—	—	—	—	—	—	—

支払方法	20,000円台	30,000円台	40,000円台	50,000円台	60,000円台	70,000円台	80,000円台 以上	計
日額の場合	—	—	—	—	—	—	—	31
月額の場合	—	—	—	—	—	—	—	0
年額の場合	—	—	—	1	1	—	—	2



イ 旅費の支給状況

行政	番号	自治体名	実費のみ支給	日当のみ支給	実費日当支給	支給しない	日当(円)	備考
県・4市	1	神奈川県	平成22年4月1日をもって委員廃止					
	2	横浜市			○		2,900	
	3	川崎市			○		2,600	
	4	相模原市	○					
	5	横須賀市	○					
湘南三浦	6	鎌倉市	○					研修会参加の場合のみ実費支給
	7	藤沢市			○		県内 800 県外1,400	近隣・市内は除く
	8	茅ヶ崎市			○		1,200	
	9	逗子市	○					
	10	三浦市	○					
	11	葉山町	○					
	12	寒川町	○					
県中央	13	厚木市	○					
	14	大和市	○					
	15	海老名市	○					
	16	座間市	○					
	17	綾瀬市	○					
	18	愛川町	○					
	19	清川村			○		7,000	
中	20	平塚市	○					
	21	秦野市	○					
	22	伊勢原市	○					
	23	大磯町	○					
	24	二宮町	○					
県西	25	南足柄市			○		委員長4,050 その他3,750	
	26	中井町	○					
	27	大井町				○		町の公用車で対応のため旅費支給なし
	28	松田町	○					
	29	山北町	○					
	30	開成町	○					
	31	小田原市	○					
	32	箱根町	○					
	33	真鶴町			○		1,000	
	34	湯河原町	○					
合計			25	0	7	1		

ウ 社会教育委員の活動に関する予算

予算総額	県	市 部 (19)		町 村 部 (14)	
		最高	最低	最高	最低
		5,967,000円	102,000円	591,000円	259,000円
平均		1,070,140円 (2.27円)		404,902円 (19.71円)	

( )内の数値は住民1人当たりの予算額

## 5 コロナ禍における社会教育委員会議の開催状況について

番号	自治体名	開催予定回数	開催回数			開催方法		
			すべて開催	減らして開催	すべて中止	対面開催	書面開催	オンライン開催
1	横浜市	1	○			○		
2	川崎市	9	○			○		○
3	相模原市	4	○			○		○
4	横須賀市	3	○			○		
5	鎌倉市	3	○			○		
6	藤沢市	7	○			○		○
7	茅ヶ崎市	1	○			○		
8	逗子市	4	○			○		○
9	三浦市	2	○			○		
10	葉山町	2	○			○		
11	寒川町	2	○			○	○	
12	厚木市	4	○			○		
13	大和市	4	○			○		
14	海老名市	1	○			○	○	
15	座間市	6	○			○	○	
16	綾瀬市	3	○			○	○	
17	愛川町	3	○			○		
18	清川村	4	○			○		
19	平塚市	4	○			○		
20	秦野市	3	○			○		
21	伊勢原市	2	○			○		
22	大磯町	3	○			○	○	
23	二宮町	6		○		○		
24	南足柄市	4	○			○		
25	中井町	6	○			○		
26	大井町	5	○			○		
27	松田町	5	○			○		
28	山北町	6	○			○		
29	開成町	6		○		○	○	
30	小田原市	4	○			○	○	
31	箱根町	5		○		○		
32	真鶴町	4	○			○		
33	湯河原町	4			○			
			29	3	1	32	7	4
比率(%)			87.88	9.09	3.03	96.97	21.21	12.12

※開催予定回数は定例会の回数を表示しています

※重複回答あり

### 社会教育委員会議の開催方法について

	市町村数
対面のみ開催	21
対面と書面で開催	7
対面とオンラインで開催	4

## VII 令和3年度神奈川県社会教育委員連絡協議会役員・顧問・理事・幹事・監事名簿

令和3年度 神奈川県社会教育委員連絡協議会役員・顧問名簿

令和4年2月

役職	氏名	所属又は職名等
会長	小池茂子	神奈川県生涯学習審議会委員
副会長	川野佐一郎	藤沢市社会教育委員
	松本敬之介	横須賀市市社会教育委員
	蓮實茂夫	二宮町社会教育委員
顧問	桐谷次郎	神奈川県教育委員会教育長
	鯉淵信也	横浜市教育委員会教育長
	小田嶋満	川崎市教育委員会教育長
	鈴木英之	相模原市教育委員会教育長
	柿本隆夫	神奈川県市町村教育長会連合会会長（大和市）
	伊藤文康	神奈川県都市教育長協議会会長（海老名市）
	石田浩二	神奈川県町村教育長会会長（山北町）

# 令和3年度 神奈川県社会教育委員連絡協議会 理事名簿

令和4年2月

No	氏名	所属	備考	No	氏名	所属	備考
1	木下 敬之 小池 茂子	神奈川県	令和3年5月13日まで 令和3年5月14日より	21	大串 隆吉	座間市	
2	鈴木 眞理	神奈川県		22	澁谷 敏夫	綾瀬市	
3	牧野 篤	横浜市	令和3年9月15日より	23	萩原 庸元	愛川町	
4	野口 武悟	横浜市	令和3年9月15日より	24	花輪 昇	清川村	
5	平川 景子	川崎市		25	府川 文子	平塚市	
6	有北いくこ	川崎市		26	逢坂 伸一	秦野市	
7	古矢 鉄矢	相模原市		27	佐伯 妙有 古里 貴士	伊勢原市	令和3年4月30日まで 令和3年5月1日より
8	藤嶋 直司 大谷 政道	相模原市	令和3年5月19日まで 令和3年10月4日より	28	池田 伊三郎	大磯町	
9	松本 敬之介	横須賀市		29	蓮實 茂夫	二宮町	
10	下山 浩子	鎌倉市		30	池澤 泰彦 高橋 鈴子	南足柄市	令和3年11月30日まで 令和3年12月1日より
11	川野 佐一郎	藤沢市		31	山口 幹雄 田中恵里子	中井町	令和3年5月9日まで 令和3年5月10日より
12	稲川 由佳	藤沢市		32	高橋美恵子	大井町	
13	吉原 弘子	茅ヶ崎市		33	鍵和田貴司	松田町	
14	角田 進	逗子市		34	河合 剛英	山北町	令和3年5月14日より
15	笹谷 月慧	三浦市		35	田代 初江	開成町	
16	佐々木和子	葉山町		36	木村 秀昭	小田原市	
17	山口 明伸	寒川町		37	石井 修	箱根町	
18	杉山 芳子 林 元春	厚木市	令和3年5月31日まで 令和3年8月24日より	38	奥津 秀隆	真鶴町	
19	丸田 昭文	大和市		39	菊池 芳史	湯河原町	
20	山田 信江	海老名市		40			

## 令和3年度神奈川県社会教育委員連絡協議会幹事名簿

令和3年10月

氏 名	所 属 及 び 職 名
河 田 貴 子	神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課・課長
田 附 裕 治	神奈川県教育委員会教育局県央教育事務所・所長
宮 田 純 一	横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課・課長
箱 島 弘 一	川崎市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課長
太 田 修 二	相模原市教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課・参事兼課長
高 橋 直 人	横須賀市教育委員会事務局教育総務部生涯学習課・課長
板 垣 朋 彦	藤沢市生涯学習部生涯学習総務課・参事兼課長
瀬 谷 公 重	鎌倉市教育委員会教育文化財部生涯学習課・教育文化財部次長兼課長
大 紺 和 由	大和市文化スポーツ部図書・学び交流課・課長
水 島 一 葉	秦野市文化スポーツ部生涯学習課・課長
内 田 憲 治	大井町教育委員会生涯学習課・課長

## 令和3年度神奈川県社会教育委員連絡協議会監事名簿

氏 名	所 属 及 び 職 名
桐ヶ谷 正 美 (令和3年4月～) 佐 藤 仁 彦 (令和4年4月～)	逗子市教育委員会社会教育課長
松 本 周 一 (令和3年4月～)	中井町教育委員会生涯学習課長

## VIII 神奈川県教育委員連絡協議会会則・組織図・開始編集委員

### 神奈川県社会教育委員連絡協議会会則

(名 称)

第1条 この会は神奈川県社会教育委員連絡協議会と称す。

(事務所)

第2条 この会の事務所は理事会の承認を得て会長の指定する場所におく。

(構 成)

第3条 この会は神奈川県及び神奈川県内の市町村の各々の社会教育委員をもって構成する。

(目 的)

第4条 この会は県市町村の社会教育委員相互の連携協調をはかり、もって県内の社会教育の振興発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 この会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種研究会、講習会、協議会等の開催
- (2) 社会教育に関する情報の交換
- (3) 社会教育振興に関する調査研究
- (4) 関係機関、団体との連絡
- (5) その他目的達成に必要な事業

(役 員)

第6条 この会に次の役員をおく。

会長 1名 副会長 3名 理事

(役員を選任)

第7条 役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 理事は県及び人口40万人以上の市にあっては2名、その他の市町村にあっては1名とし当該市町村の社会教育委員の互選とする。
- (2) 会長・副会長は理事の互選により、総会の承認を得る。

(役員の任期)

第8条 役員任期は1年とし、再任することができる。

2 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

ただし、役員はその任期終了後においても、後任者が就任するまで、なおその職務を行う。

(役員職務)

第9条 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は会務を総括し、この会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 理事は理事会を組織し、次の事項を議決する。
  - ア 総会に付議すべき事項
  - イ 総会より付託された事項
  - ウ その他の重要事項

(顧問)

第10条 この会に総会の承認を得て顧問若干名をおくことができる。

- 2 顧問はこの会の重要事項について、会長の要請に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第11条 この会の会議は総会及び理事会とする。

- 2 総会はこの会の最高の議決機関で、予算・決算・事業計画・事業報告・その他重要事項について審議し議決する。

総会は原則として年1回開催し、必要に応じて臨時に開催することができる。

- 3 理事会は原則として年3回開催し、必要に応じて臨時に開催することができる。
- 4 会議は会長が招集する。
- 5 総会及び理事会は構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数とする。

ただし、総会にあっては当該市町村の社会教育委員に、理事会にあっては他の理事に委任する委任状をもって出席者とみなすことができる

(幹事の選任及び職務)

第12条 この会に幹事をおき、幹事は県、政令指定都市、中核市並びに人口40万人以上の市の社会教育主管課長及び県教育事務所長（社会教育担当）、市町村の社会教育主管課長等若干名を会長が委嘱する。

- 2 幹事は幹事会を組織し、この会の目的を達成するため、理事会及び総会に提案する議題等の確認、連絡調整を行う。
- 3 幹事会は会長が招集する。

(監事の選任及び職務等)

第13条 この会に監事をおき、監事は前条の幹事以外の市町村の社会教育主管課長等の中から2名を会長が委嘱する。

- 2 監事の任期は1年とする。
- 3 監事は会計監査を行う。

(地区連絡協議会)

第14条 この会の事業を円滑に遂行するため、県教育事務所ごとに地区連絡協議会を設置することができる。

- 2 地区連絡協議会の組織、運営等に必要な規約は各地区で定める。

(事務局)

第15条 この会に事務局を置き、神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課において事務を処理する。

- 2 事務局の職員は会長がこれを委嘱する。
- 3 事務局には、事務局長、事務局次長、事務局員を置き、事務局員は書記会計を兼ねる。

(経理)

第16条 この会の経費は県及び各市町村の負担金、寄付金その他の収入をもって充てる。

2 この会の会計は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(表彰)

第17条 神奈川県社会教育委員連絡協議会の発展に顕著な功績のあった社会教育委員を表彰することができる。

(会則の変更)

第18条 この会則は理事会の議決及び総会の承認を得なければ変更することはできない。

(細則)

第19条 この会の会務処理に必要な事項は理事会において別に細則を定める。

付 則 この会則は昭和37年4月1日から施行する。

昭和46年7月8日一部改正。

昭和52年7月6日一部改正。

昭和54年7月10日一部改正。

平成9年6月6日一部改正。

平成20年6月6日一部改正。

第3条にかかわらず、神奈川県においては、生涯学習審議会委員を構成員とすることができる。

平成22年6月16日一部改正。

神奈川県社会教育委員連絡協議会会長表彰規程（平成15年6月5日施行）は廃止する。

神奈川県社会教育委員連絡協議会会長表彰選考委員会の設置及び運営要領（平成15年6月5日施行）は廃止する。

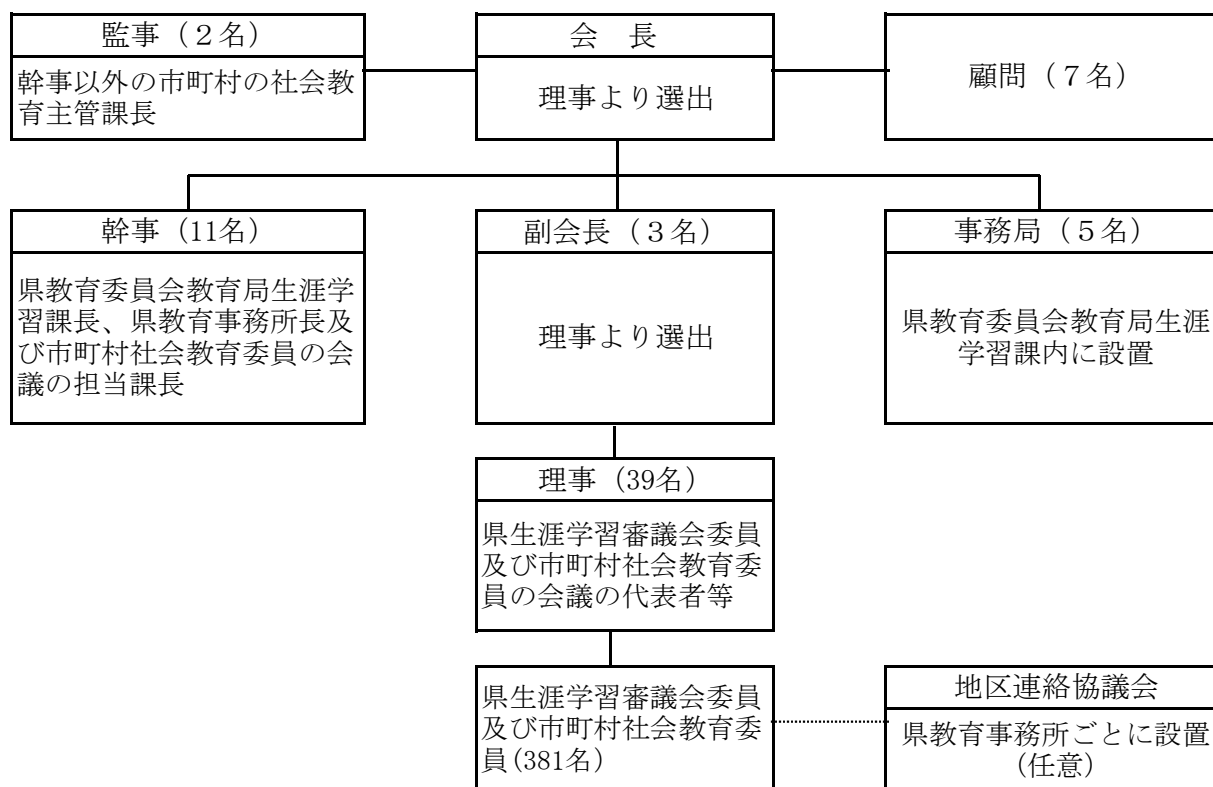
平成23年6月17日一部改正。

令和2年8月20日一部改正。



## 神奈川県社会教育委員連絡協議会組織図

(人数は令和4年2月1日現在)



### (主な会議、事業、参加者)

- 総会 (年1回) : 会長、副会長、監事、社会教育委員等、県・市町村事務局
- 理事会 (年3回) : 会長、副会長、理事、県事務局
- 幹事会 (年2回) : 会長、副会長、幹事、県事務局
- 事業検討・調査研究委員会 (年2回)  
: 会長、副会長、担当幹事 (2名)、県事務局

---

- 研修会 (年1回) : 会長、副会長、社会教育委員等、県・市町村事務局
- 地区研究会 (年2回)  
: 会長、副会長、社会教育委員等、県・市町村事務局

# 会誌編集委員

## (1) 理事

- 川野 佐一郎 (県社教連副会長、藤沢市社会教育委員)  
松本 敬之介 (県社教連副会長 横須賀市社会教育委員)  
蓮實 茂夫 (県社教連副会長 二宮町社会教育委員)

## (2) 幹事

- 高橋 直人 (横須賀市教育委員会事務局教育総務部生涯学習課長)  
水島 一葉 (秦野市文化スポーツ部生涯学習課長)

## (3) 事務局

- 大村 留美江 (事務局次長)  
中島 忠相 (事務局員)  
永野 文 (事務局員)  
大和田 容子 (事務局員)

### 掲載情報の利用にあたって

神奈川の社会教育委員活動(県社教連会誌)に掲載されている情報につきましては、利用者が自己の責任においてご利用くださいますようお願いいたします。

神奈川県社会教育委員連絡協議会は、利用者が本誌の情報をを用いて行う一切の行為について、いかなる責任も負いません。本誌を利用した者が被った被害、損失に対して、いかなる場合でも一切の責任を負いません。

### 掲載希望の方へ

「神奈川県」のホームページ上に掲載した本誌情報の書籍等への掲載を希望する場合は、事前に神奈川県社会教育委員連絡協議会事務局に次の必要事項を伝え、必ず掲載の承認を得てください。また、最終的に掲載情報の確認をさせていただくことがあります。

### 【必要事項】

- (1)会社名(団体名) (2)連絡窓口 (3)書籍名等 (4)記事の概要 (5)発行年月日

## 神奈川県社会教育委員連絡協議会 会誌

令和4年3月31日

- 編集者 神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課内  
神奈川県社会教育委員連絡協議会事務局  
事務局長 菴原 典子  
発行者 神奈川県社会教育委員連絡協議会会長 小池 茂子  
住所 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1  
電話 (045) 210-8344